

第3次上田市地域福祉計画

上田市地域福祉活動計画



上 田 市

上田市社会福祉協議会

はじめに

現代の地域社会では、少子高齢化が急速に進展し、核家族化や単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等の社会の変化を背景にして、社会的孤立や公的な福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題等のさまざまな地域生活課題が多様化、複雑化してきています。

これらの課題を解決するためには、誰もが「他人ごと」ではなく「わがこと」の問題として捉え、支え合いや助け合いによって「地域力」を高めていくことが重要です。また、災害時には、身近な市民相互による支援の仕組みが必要になっており、住民支え合いの体制づくりが急務となっています。

上田市では、これまでの10年間、第1次及び第2次の地域福祉計画を掲げ、地域住民すべてで支え合う福祉の仕組みづくりに向け、社会福祉協議会をはじめとして、関係機関・団体と連携協働して、各種施策に取り組んでまいりました。その結果として、個々の事業では、生活困窮者自立支援法に基づく、相談・住居確保・就労支援事業の実施、介護予防・日常生活支援総合事業の実施など、その成果が出はじめております。

このたび、平成30年度から平成35年度までの6か年を新たな計画期間として、「第3次上田市地域福祉計画」を策定いたしました。

基本理念を、「ともに支え合い ^{けんこう} 健康でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現」とし、市民、関係機関、事業者、行政など、多様な主体による協働のもと、すべての人が、住みなれた地域で安心していきいきと暮らしていける地域社会をめざしてまいります。

また、本計画では、「市民・地域」、「行政」、「社会福祉協議会」のそれぞれの担い手ごとに分けて、施策を策定しました。基本理念の実現に向けて、市民の皆様と関係各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、本計画を策定するに当たり、策定委員会をはじめ、アンケート調査等により、貴重なご意見、ご提言をいただきましたすべての皆様、関係機関・団体の皆様に、心から感謝を申し上げます。



平成30年3月

上田市長 母 袋 創 一

「あったかい 心あふれる 協働のまち」の 実現を目指して

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や核家族化・単身世帯の増加、人口減少社会の到来など、社会構造の変化が続いており、さらに、子育てや社会的孤立、虐待、生活困窮者、自然災害など複雑で多様な課題が顕在化・深刻化しております。

また、個人の価値観や生活様式の多様化により家族関係や地域のつながりが希薄になってきております。

このような様々な課題に対応していくためには、個人や家族だけでなく、地域の人々がお互いの持つ力を合わせ、地域の課題を自らの課題として捉え、解決に向けて取り組みを進めていくことが重要と考えております。

上田市社会福祉協議会は、「あったかい 心あふれる 協働のまち」の行動指針のもと、地域に根差した特色ある独自事業を基軸とし、住民の福祉ニーズを的確にとらえ、課題解決に向けて住民と共に考え、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しております。

地域福祉活動計画は、住民や関係機関・団体と連携しながら地域福祉を進めるための計画であり、平成20年度に第1次計画、平成25年度に第2次計画を策定し、様々な活動を実施してきました。このたび、第2次計画の期間が終了することから「第3次上田市地域福祉計画及び上田市地域福祉活動計画」を行政とともに策定いたしました。本計画を策定するにあたり、多くの皆様の御意見をお聞きし、改めて行政・社協・関係機関・そして住民がそれぞれの役割を認識することにより、地域全体で地域課題に取り組み、さらなる地域福祉の推進が図られるよう策定を進めてまいりました。

今後、この計画に基づき、社会福祉協議会としても地域住民をはじめ、行政・関係機関等と連携・協働し、つながり、共に支え合うまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たって御協力賜りました策定委員の方々をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様、また、アンケート調査に御協力いただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。



平成30年3月

社会福祉法人 上田市社会福祉協議会
会長 丸山 正明

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の法的位置づけ	3
(2) 上田市における計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	4
第2章 地域福祉の現状と課題	5
1 上田市の地域福祉を取り巻く状況	6
(1) 少子高齢化の進行	6～7
(2) 支援対象者の推移	8～9
(3) 世帯構造の変化	9～10
2 第2次地域福祉計画の評価	11～22
第3章 地域福祉計画の方向性	23
1 基本理念と基本目標	24
(1) 基本理念	24
(2) 基本目標	25
(3) 施策の体系	26
2 計画策定の視点	27

第4章 地域福祉施策の展開 29

基本目標1 地域福祉を担うひとづくり・・・・・・・・・・30～33

基本目標2 支え合いを広げる地域づくり・・・・・・・・・・34～38

基本目標3 地域福祉を推進する体制づくり・・・・・・・・・・39～47

基本目標4 安心して暮らせる地域づくり・・・・・・・・・・48～50

第5章 計画の推進に向けて 51

1 計画の進行管理について・・・・・・・・・・52

2 行政の推進体制について・・・・・・・・・・52

資料編 53

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

上田市は、社会福祉法第107条の規定に基づき、平成20年度に第1次地域福祉計画を、平成25年度には第2次福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。

しかし、これらの計画策定時に課題とされた少子高齢化、人口減少、核家族化、単身世帯の増加などは依然として進行しており、人と人のつながりの希薄化、地域の力の弱まりなど、地域福祉推進の妨げとなっています。

さらに近年は、高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居する世帯、いわゆる「8050」や、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯など、複合的な課題が生まれており、早急な対応が望まれています。

国は、福祉をめぐる課題には、①制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的なもの、②制度の狭間に存在するもの、③社会的孤立¹・社会的排除²によるもの、④福祉を支える者と受ける者が固定化していること、⑤地域のつながりの弱体化、⑥地域の持続可能性の危機、を挙げています。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることによって、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」と定義されています。

この地域共生社会を実現するためには、社会において、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働してたすけあいながら暮らすことのできる仕組みを構築することが求められています。

これを受け、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、平成29年2月『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』が示されました。

この中の改革の骨格として4点挙げられており、①地域課題の解決力の強化、②地域を基盤とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用、となっています。

上田市の第3次地域福祉計画及び上田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、これら国等の施策や第2次の計画策定以降に改正又は新たに制定された法律の方向性を計画策定の視点とし、当市の現状と第2次地域福祉計画の評価結果、市民や福祉関係団体等の意見も踏まえ策定しました。

¹ 社会的孤立 虐待等の被害者、不登校や引きこもり、頼る人がいない高齢者など社会的に弱い立場の人が孤立すること。

² 社会的排除 本人の意思や能力で評価されず、出身、特徴などの属性で不当に評価されること。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

上田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として位置づけ、市の地域福祉に関する基本的な方向とその実現に必要な施策を明らかにするものです。

(2) 上田市における計画の位置づけ

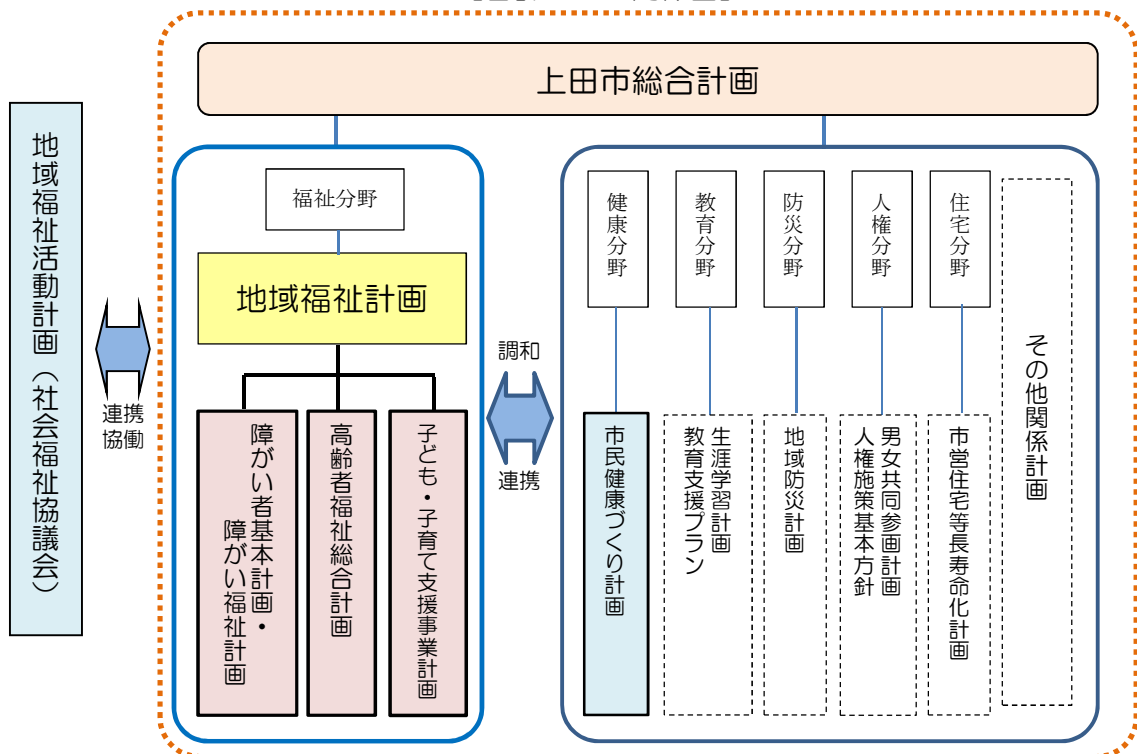
上田市地域福祉計画は、市の将来のあり方を描き、その実現に向けた方向性などを総合的に示した「第二次上田市総合計画」に定めた市の将来都市像の福祉分野について具現化するための計画です。

上田市地域福祉計画と深い関係（地域福祉計画が上位の計画）にあるのが、「上田市障がい者基本計画」、「上田市障がい福祉計画」、「上田市高齢者福祉総合計画」、「上田市子ども・子育て支援事業計画」で、調和・連携する他の計画として、地域福祉計画と密接な関係がある「上田市民健康づくり計画」などがあります。

また、各分野横断的な課題に総合的に取り組むための計画として、上田市地域福祉計画を位置づけます。

なお、地域福祉に対するニーズが多様化・複雑化する中で、福祉、子育て、健康づくりなどの民間の担い手として、市民参加による地域の支え合いに取り組んでいる上田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に作成しています。

【各計画との関係図】



3 計画の期間

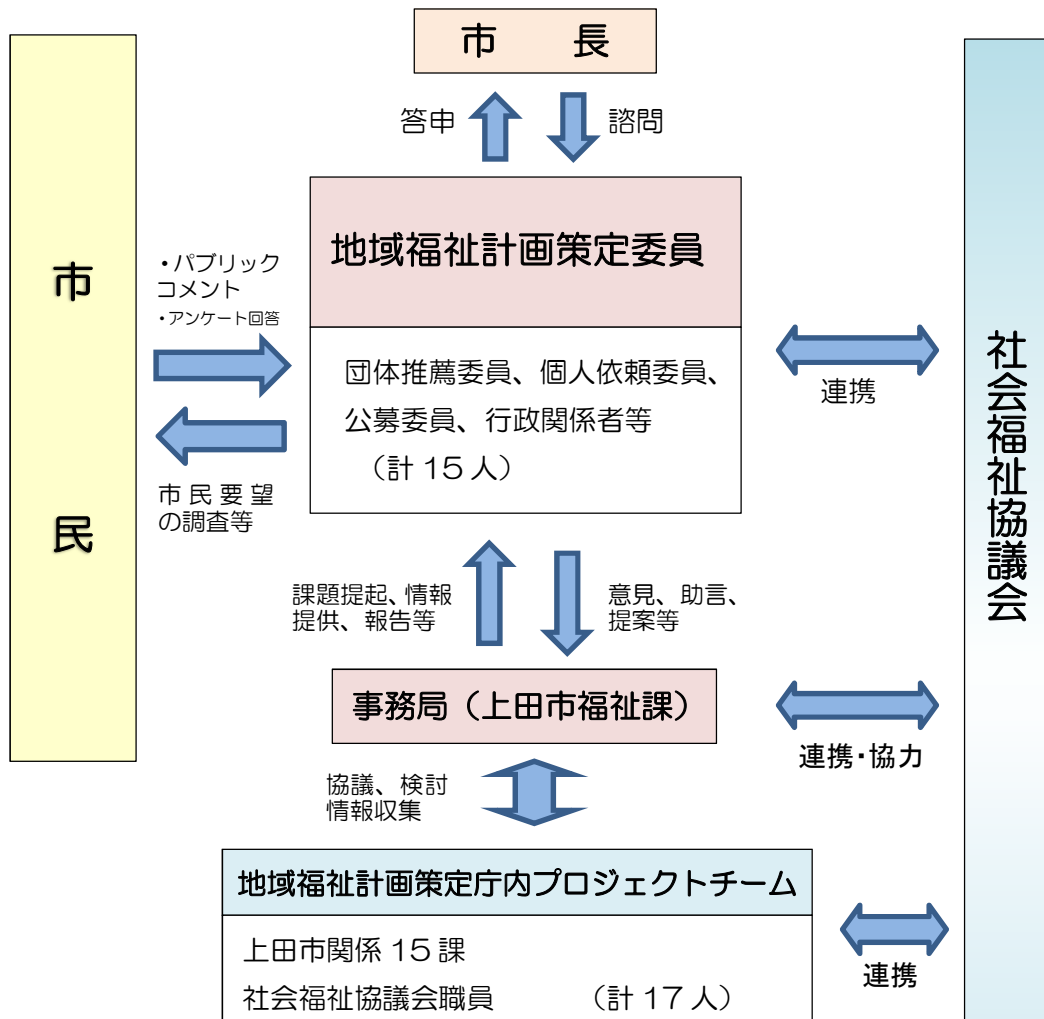
地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに平成 30 年度を初年度とし、平成35年度までの6年間を計画期間とします。

なお、計画期間内において、定期的な進捗状況の検証を行います。

4 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、地域福祉計画策定委員会、地域福祉計画策定庁内プロジェクトチームにおいて、検討及び調整を図りました。

【体系図】



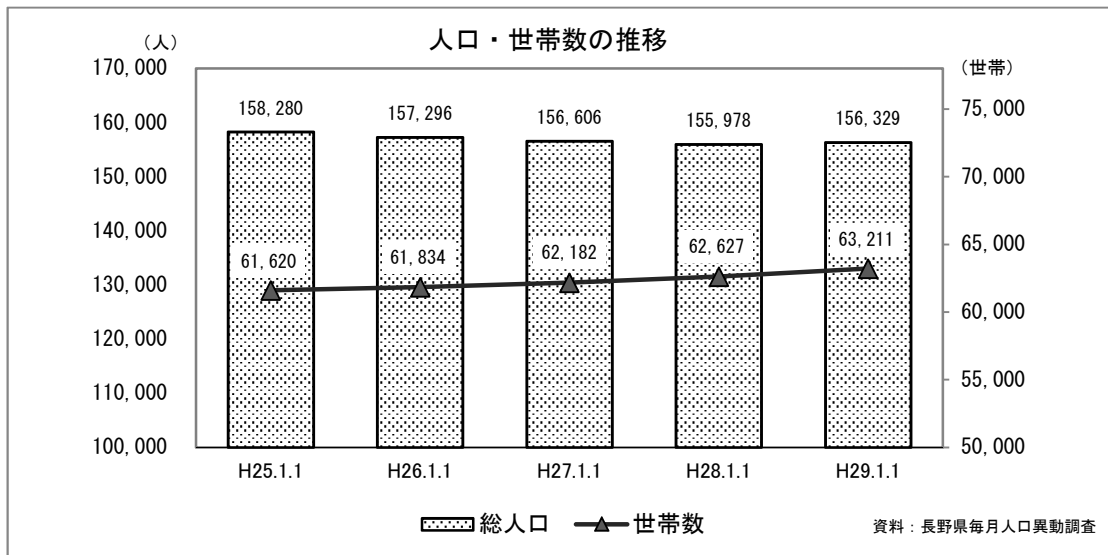
第2章 地域福祉の現状と課題

1 上田市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 少子高齢化の進行

①人口等の推移

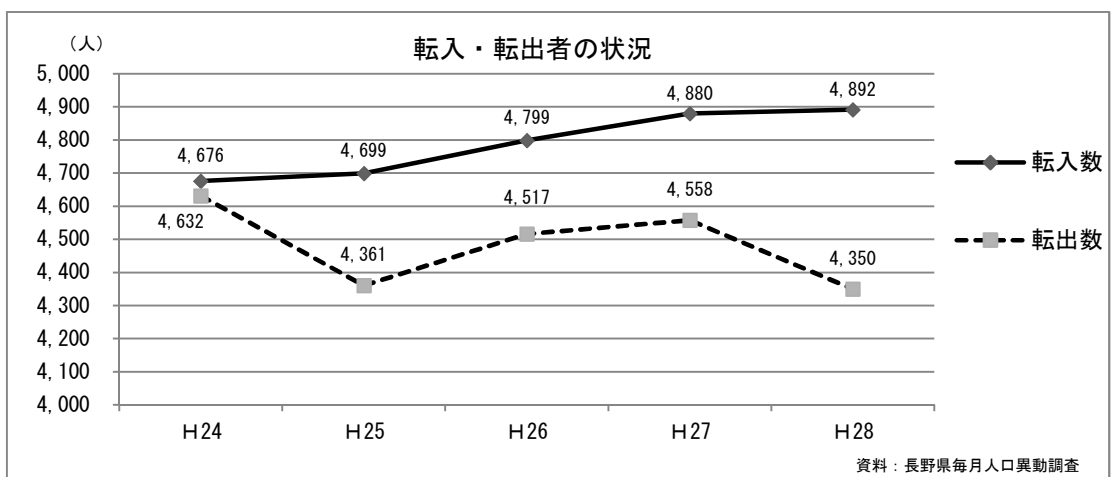
平成 29 年 1 月 1 日現在の上田市の総人口は、156,329 人でゆるやかな減少傾向が続いています。一方、世帯数は微増しています。



* 参考（上田市の外国人登録者数）：上田市における外国人登録者数は、平成 12 年以降、長野県の市町村の中で最も多い状態が続いたが、平成 20 年のリーマン・ショック以降減少し、現在は、松本市、長野市について 3 番目となっている。（平成 29 年 1 月の登録者数は 3,487 人）

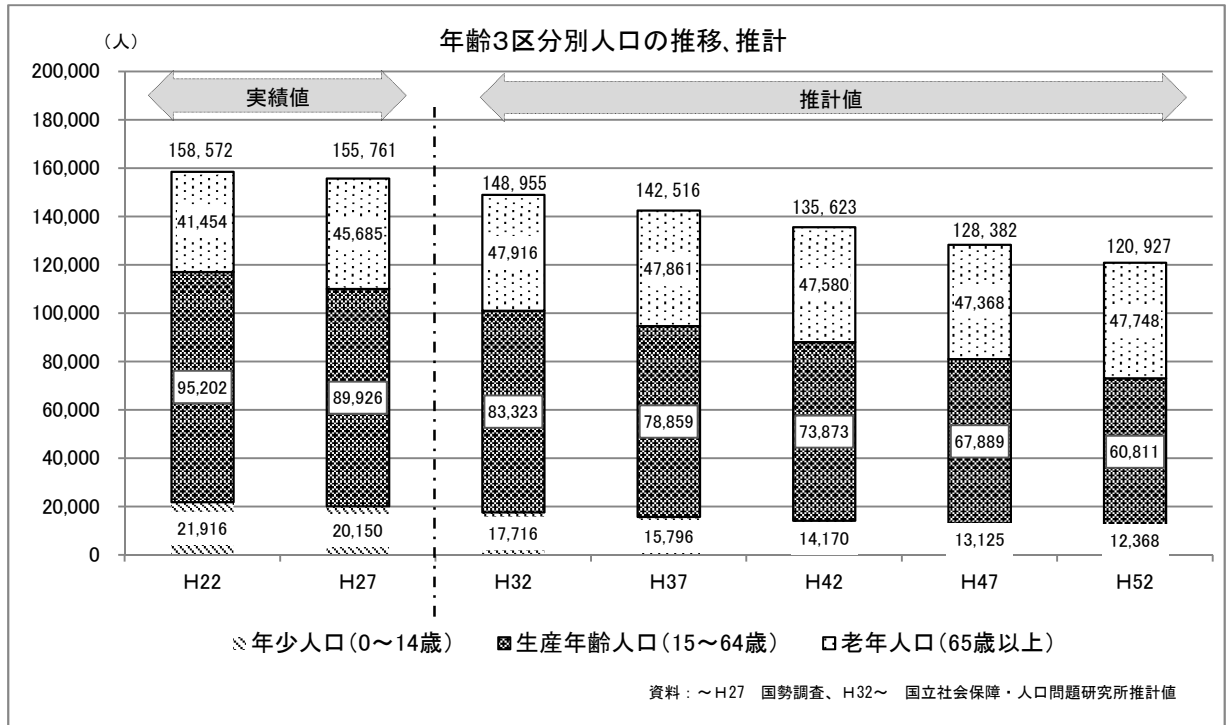
②転入・転出の状況

転入者が微増しており、転出者については平成 25 年と平成 28 年は減少しています。



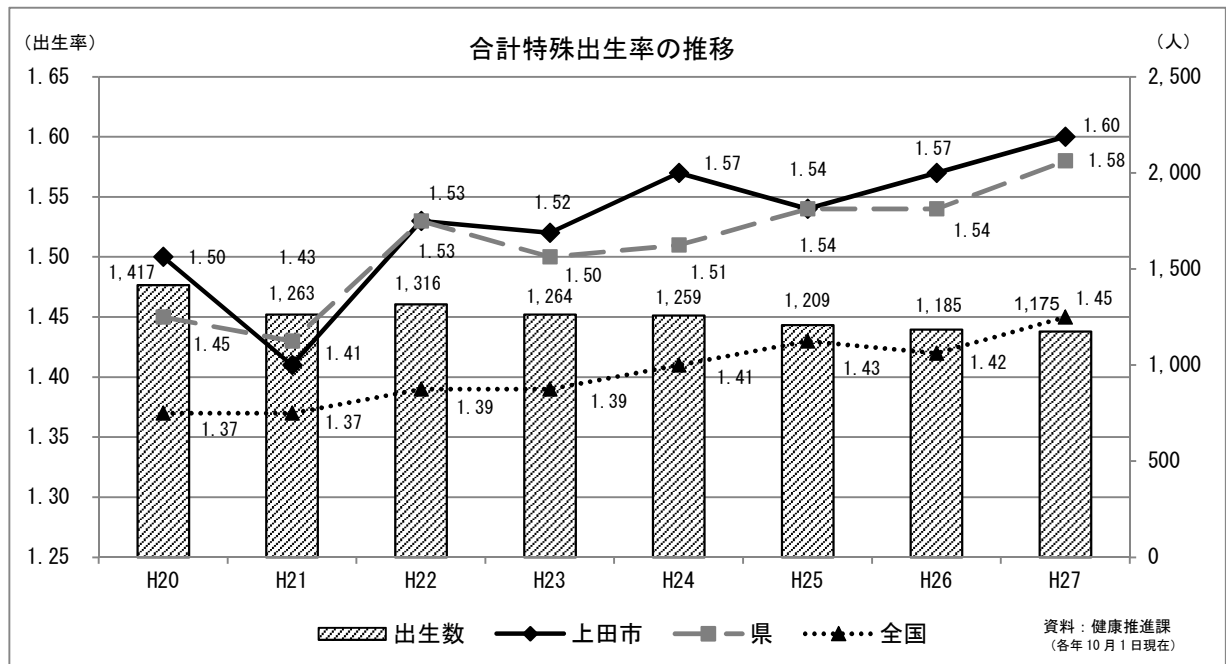
③少子高齢化の進行

調査機関の推計では、将来年少人口と生産年齢人口は減少し続け、一方老年人口は一定のままで、総じて全体の人口は減少し続けると予想しています。



④出生数の状況

上田市の合計特殊出生率は年によって変動していますが、出生数は年々減少している状況です。

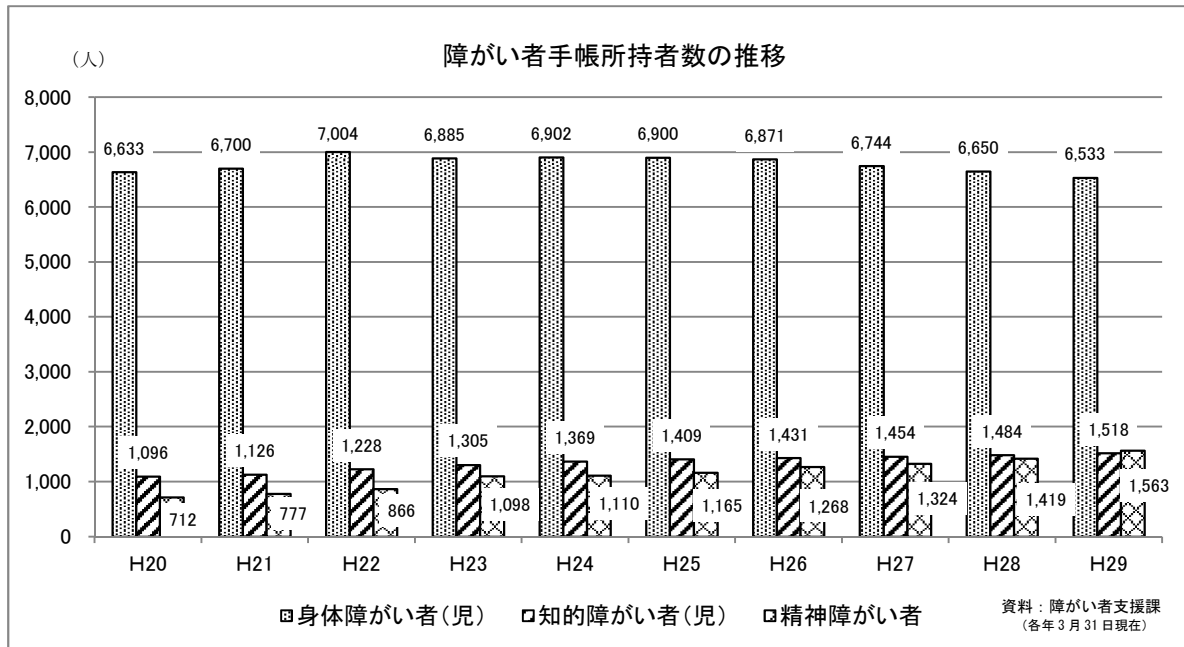


※ 合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 支援対象者の推移

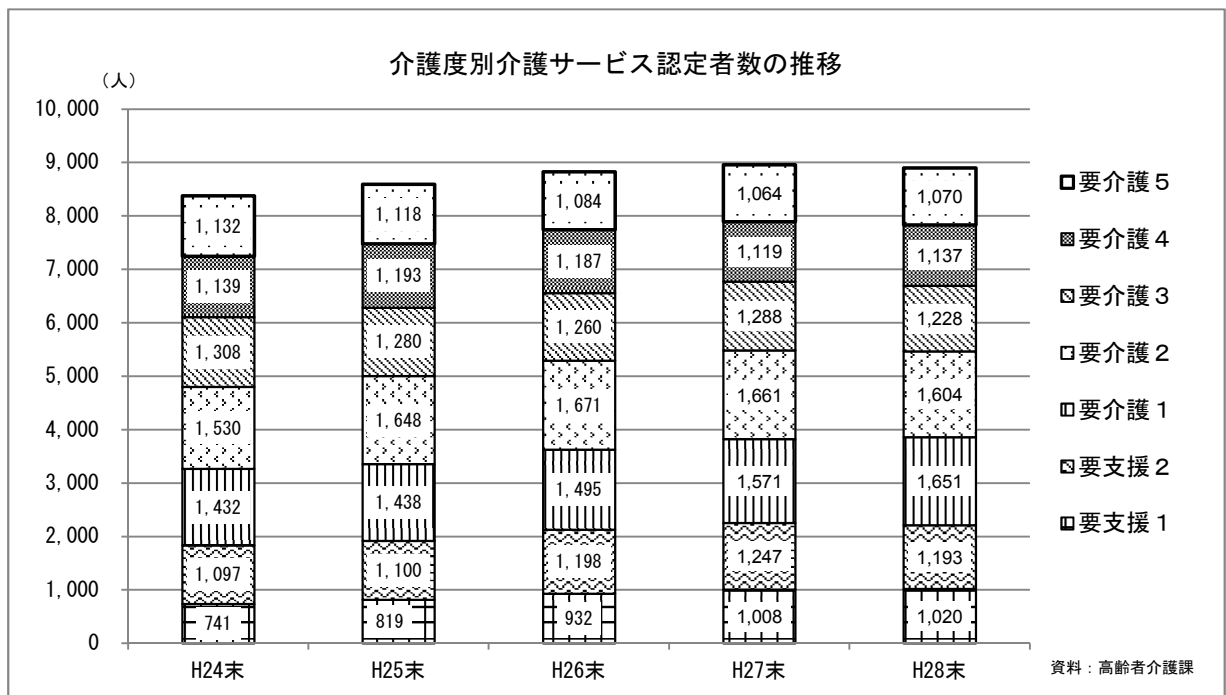
①障がい者手帳所持者数の推移

知的障がい者と精神障がい者は増加傾向にあります。



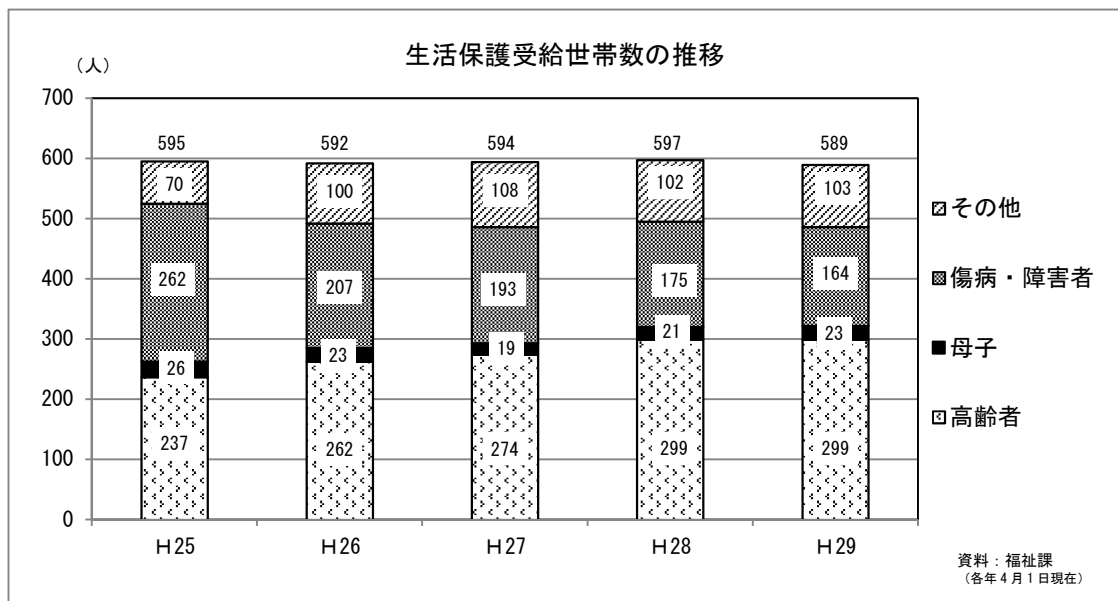
②要支援・要介護認定者数の推移

軽度の区分である要支援認定者が増加傾向にあります。



③生活保護

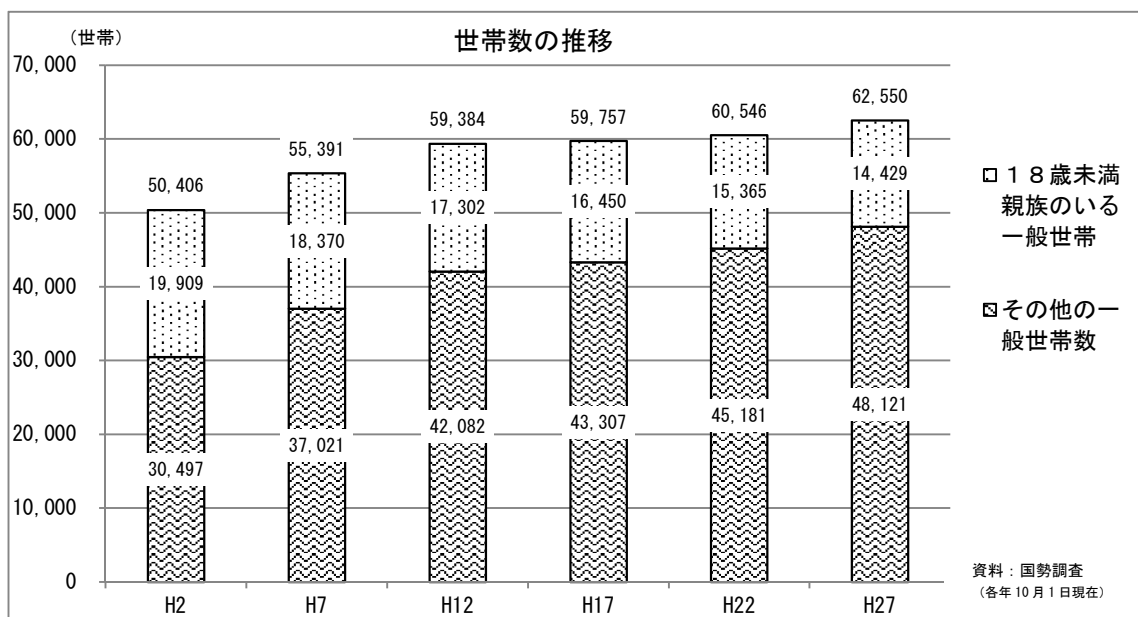
生活保護受給世帯の総数に大きな増減はありませんが、高齢者世帯が増加傾向にあります。



(3) 世帯構造の変化

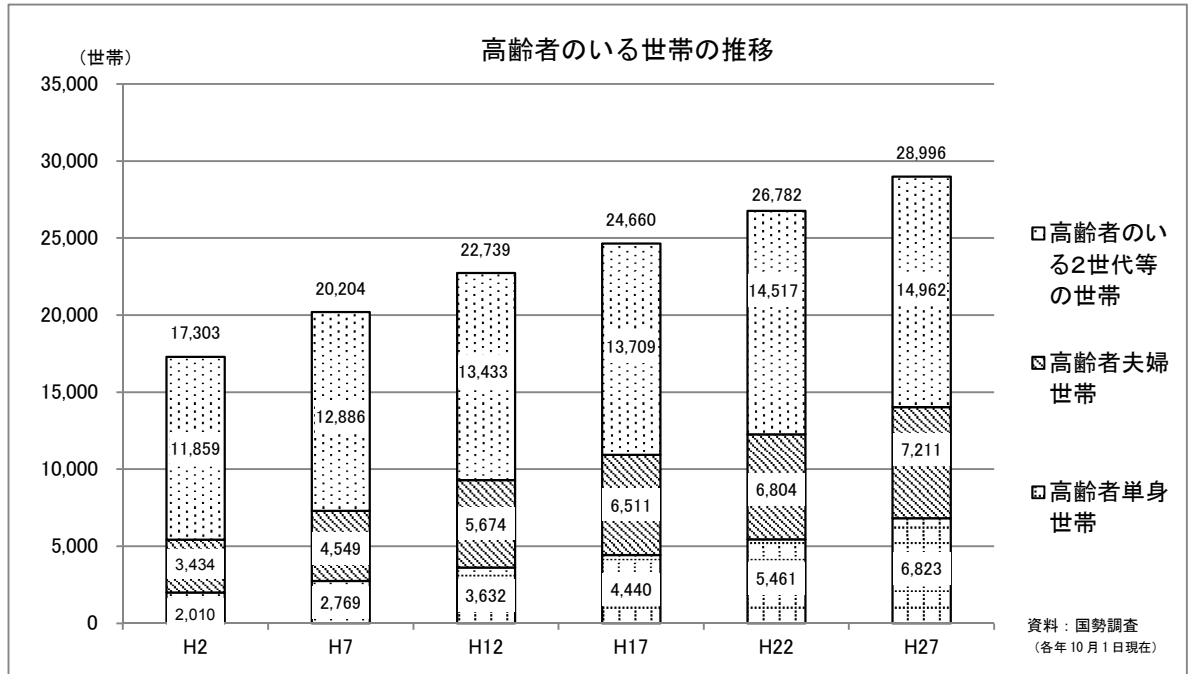
①世帯数の推移

平成2年には18歳未満の親族のいる世帯は19,909世帯で総世帯数の39.5%を占めていましたが、平成27年度には14,429世帯で総世帯数の23.1%と減少しています。



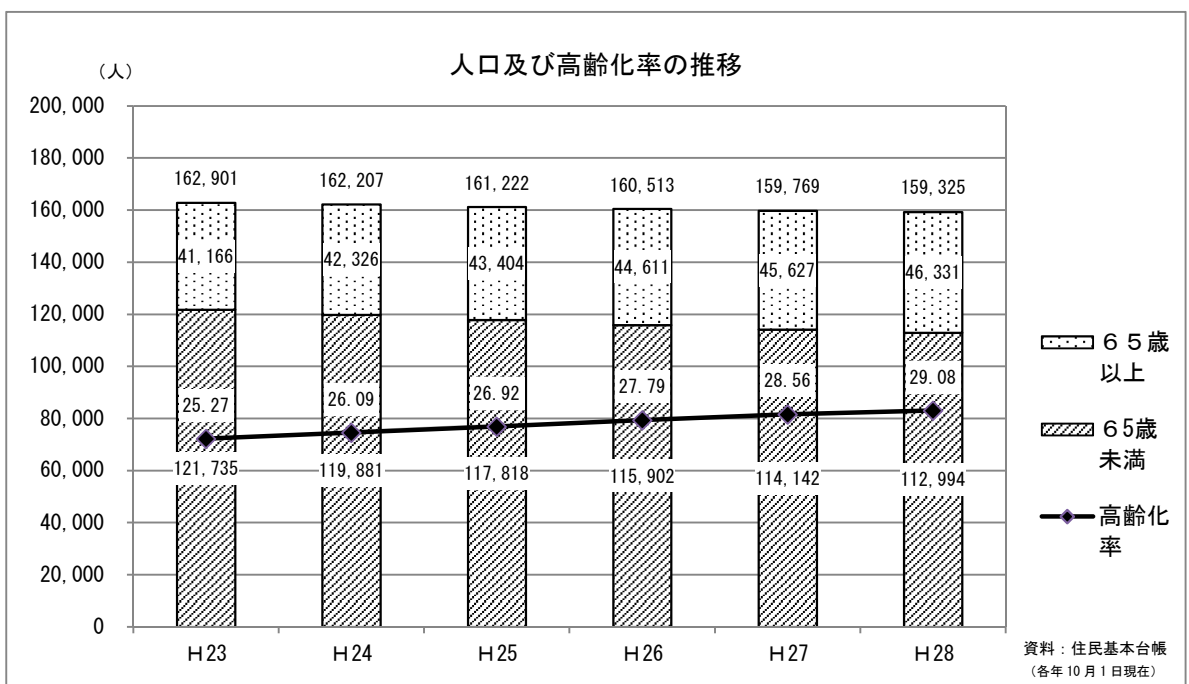
②高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯について5年ごとのデータで比較すると、およそ2,000世帯ずつ増加しています。



③高齢化率

高齢化率は平成23年に25.27%でしたが、6年後の平成28年には29.08%と、3.81ポイント上昇しており、高齢化が進んでいます。



2 第2次地域福祉計画の評価

第2次地域福祉計画では、基本理念を「住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指します」とし、基本目標を6つ決めました。この基本目標ごとに、取り組みの成果と課題についてまとめました。

基本目標1 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。

(1) 全ての世代（ライフステージ）の福祉ニーズに沿った総合的な福祉サービスの充実を図ります。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
上小圏域障がい者自立支援協議会 ³ の各部会 ⁴ による課題把握・支援の検討（行政）						
高齢者の介護予防・日常生活支援総合事業 ⁵ （行政）						
・訪問型・通所型サービスA新規事業者の参入						
・地域リハビリテーション事業の実施						
・地域サロン事業の推進						
地域生活支援拠点等の実施（行政）						
・緊急ショートステイ事業の実施						
・定着支援サービスによる台帳の整備						
障がい児等への支援の実施（行政）						
・発達相談事業（巡回指導 保育園児）						
・発達相談事業（巡回指導 幼稚園児）						
・小集団保育（のびのび広場）の開催						
・児童発達支援センター ⁶ を中心とした就学前の児童への支援の充実						

³ 上小圏域障がい者自立支援協議会：上小圏域の市町村及び指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所との連携を強化し、上小圏域の相談支援体制及び障がい者の権利擁護（虐待防止）の充実を図る組織。

⁴ 各部会：部会の構成は、権利擁護委員会、生活支援専門部会、就労専門部会、人材育成専門部会、療育・発達専門部会、地域生活移行専門部会等となっている。

⁵ 介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が中心となって、地域の実情に応じ、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指す事業。

⁶ 児童発達支援センター：地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

・放課後等デイサービス事業者等による就学後の放課後支援の実施									
・医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるための関係機関との連携・強化									
市独自の支援ノート「つなぐ」 ⁷ の利用促進(行政)									
有償在宅福祉サービス事業〔ご用聞き・福祉移送サービス〕 ⁸ の実施(社協*)									

※「上田市社会福祉協議会」を、以下「社協」と表記します。

◇【課題】◇

◎〔行政・社協〕地域が抱える生活課題の多様化、複合化、必要な支援の複雑化により、これまでのような子育て、高齢・障がい者、生活困窮などの単独の機関による対応だけでない複数機関にわたる総合的支援の実施

市民アンケートから

- 「近所の方とどのような付き合いをしているか」との質問に対し、「あいさつや立ち話をする程度」や「立ち話をする程度」が7割を超えており、困ったときに相談する対象とはなりにくい傾向が見られた。(問1)
- 「あなたが高齢や病気や事故などで、日常生活が不自由になったとき、ご近所でどのようなことをしてほしいか」との質問では、「安否確認の声かけ」や「具合が悪い時に病院等へ連絡する」、「話し相手・相談相手」との回答が多かった。(問2)

(2) 市民へ福祉サービス情報をわかりやすく提供します。

◇【成果】◇

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
民生委員・児童委員協議会の専門部会ごとに専門的知識を高める研修会を開催(行政)						
民生委員・児童委員地区定例会に必要な行政等からの情報の提供(行政)						
介護者だより「こもれび」の発行(年2回)(行政)						
高齢者活動支援DVDを各自治会に配布(行政)						
点字、声の広報の発行(行政・社協)						
各地区懇談会の実施(自治会長及び民生委員・児童委員を対象に22地区)(行政・社協)						

⁷ 支援ノート「つなぐ」：母子手帳などと一緒に子どもの情報を一つにまとめることができるファイル。

⁸ 有償在宅福祉サービス事業：住民参加型の有償在宅福祉サービス事業は、市内に居住する高齢者や障がいのある方が日常生活において援助が必要とき、地域住民の助け合いにより住み慣れた地域と自宅で安心して暮らせるように、「ご用聞きサービス」や「福祉移送サービス」を有償で提供し生活を支援する事業。

地域福祉推進リーダー研修会や地域福祉推進フォーラムの開催（年１回）（行政・社協）						
社会福祉大会の開催（年１回）（社協）						
地域包括支援センター ⁹ における地域ケア会議 ¹⁰ の開催（行政）						

◇【課題】◇

- ◎〔行政・社協〕誰もが適切に情報を得られるよう、様々な手段や機会を通じた情報の提供
- ◎〔行政・社協〕地域の相談窓口である民生委員・児童委員や主任児童委員、福祉推進委員の役割などに関する理解の促進

市民アンケートから

○「地域福祉を推進するために、今後必要なこと」との質問に、複数回答ではあるが、「相談窓口の充実」と「福祉施設の整備充実」との回答が多かった。（問 11）

(3) 住民誰もが気軽に相談できる、わかりやすい窓口対応等相談体制の整備に努めます。

◇【成果】◇

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
高齢者に関する相談窓口（行政）						
生活困窮者自立相談支援事業「まいさぼ上田」 ¹¹ の開設（行政・社協）						
女性相談員による相談窓口（行政）						
ひきこもり相談（行政）						
（障がい者）地域定着支援サービスによる支援台帳の整備（行政）						
障がい福祉サービスを利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成（行政）						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕庁舎を移動することなく必要な相談ができる課の配置や庁舎整備の実施
- ◎〔行政〕民生委員・児童委員が市民からの様々な相談に適切な対応ができるよう民生委員・児童委員の要望に沿った研修の実施

⁹ 地域包括支援センター：高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉・健康・医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関。

¹⁰ 地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

¹¹ 生活困窮者自立相談支援事業：様々な事情により生活が困難になっている方に対し、一人ひとりの状況に応じた支援をすることで、自立への手助けをする事業。生活就労支援センター「まいさぼ上田」を設置、上田市社協に委託し支援を行っている。

市民アンケートから

○「あなたの自治会の民生委員・児童委員やその活動を知っているか」との質問に39%の人が「活動内容を知らない」と答えている。この回答者を年代別にみると、40歳から49歳までが45.2%、30歳から39歳までが65.3%、18歳から29歳までは83.3%と、若い年代になるにつれ「知らない」との回答が多くなっている。(問7)

基本目標2 一人ひとりの人権を尊重し、地域住民の主体的な福祉活動をいっそう進めるとともに、地域の生活課題を住民自らが考え、解決する地域社会を目指します。

(1) 住民一人ひとりの尊厳を大切にし、人権を尊重した福祉サービスの提供、苦情相談体制の充実を図ります。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
社会福祉施設等への介護相談員派遣事業 ¹² の実施(行政)						
サービス提供事業者職員を対象とした障がい者虐待防止研修会の実施(行政)						
障がいを理由とした差別の解消等に関する相談窓口を設置(行政)						
家計相談支援事業 ¹³ の実施(行政・社協)						

◆【課題】◆

- ◎〔行政〕障がい者のサービス提供事業所における第三者委員会の設置と、その実効性ある体制の整備
- ◎〔行政・社協〕成年後見人制度の周知及び普及啓発、市民後見人の担い手の育成
- ◎〔行政〕障がい者虐待に対する適切な支援ができるよう、専門機関が行う研修会への参加と知識の習得
- ◎〔行政〕障がい者虐待や差別等に関する相談窓口の周知

¹² 介護相談員派遣事業：市町村に登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の解決や介護サービスの質の向上につなげる事業。

¹³ 家計相談支援事業：何らかの理由により家計が苦しく生活が困窮している方に対し、家計の相談・見直しを行うことで生活再建を目指す事業。家計管理に関する助言を行い、必要に応じた法律相談や貸付事業等の活用を促すことで、自立生活の促進を図ることを目的としている。

(2) 地域福祉のあり方について、住民参加による継続的な研究と広聴広報活動を進めます。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
地域福祉リーダー研修会や地域福祉推進フォーラムの開催(行政・社協)						
高齢者等見守りネットワーク会議の立ち上げ(行政)						
上小圏域障がい者自立支援協議会の各部会による関係機関との連携と支援の実施(行政)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕高齢者等見守りネットワークの業者の加入促進
- ◎〔行政・社協〕高齢者を対象とする組織による対応だけでは不十分なため、複数分野の機関による総合的支援の実施

(3) 自治会等を中心とした福祉活動組織（小地域福祉ネットワーク）を引き続き支援します

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
自治会連合会などへ小地域福祉ネットワーク ¹⁴ の説明を実施(行政)						
要援護者（災害時等に配慮が必要な人）を支援するための住民支え合いマップの推進(行政・社協)						
住民自治組織 ¹⁵ による地域の福祉課題に対する取り組み(行政)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政・社協〕幅広い年代を対象とした自治会ごとの地域ふれあい事業¹⁶の充実
- ◎〔行政・社協〕住民支え合いマップ¹⁷未実施の自治会に対する取り組みの促進
- ◎〔行政〕地域が抱える生活課題の多様化・複合化と、支援の複雑化に対応するため、分野横断的な複数の機関による連携体制の構築

¹⁴ 小地域福祉ネットワーク：一人暮らし・寝たきり・認知症などの高齢者や高齢者のみの世帯、体の不自由な方などの援助が必要な人を、地域住民と保健・福祉・医療関係者等との協働・連携により支え合う体制のこと。（38Pのイメージ図参照）

¹⁵ 住民自治組織：小学校通学区域や中学校通学区域などのまとまりの範囲で、自治会や各種市民活動団体等が連携・協力し合い、単一の自治会や団体では解決できない地域の身近な課題の解決や、地域の特性を生かしたまちづくりを自らの判断と責任の下で取り組む組織。

¹⁶ 地域ふれあい事業：自治会がそれぞれの地域の特性を生かした福祉活動を行い、住民とのふれあい事業などを実施することにより、明るく活力ある地域社会を実現する事業。

¹⁷ 住民支え合いマップ：災害時等の支援を希望した人(要援護者)の情報を、自治会・市・社協で共有し、その情報を地図に表記したもの。

(4) 「小地域福祉ネットワーク」に求められる役割と活動指針を明確にします。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~
日ごろの声かけや除雪などの支援(地域)						
福祉推進委員全体研修会の実施(社協)						
社協の広報紙で地域ふれあい事業の取り組み事例の紹介(社協)						
地域福祉リーダー研修会や地域福祉推進フォーラムの開催(社協、行政)						
住民会議の開催(地区社協単位年1回)(社協)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政・社協〕小地域福祉ネットワークが機能するための体制づくり
- ◎〔行政〕自治会への小地域ネットワークの役割・機能の周知
- ◎〔行政・社協〕民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員の役割の更なる周知と関係機関との連携の推進

市民アンケートから

- 「自治会で生じる様々な生活課題に対し、市民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要か」との質問に、「必要だ」と答えた市民は減少傾向にある。(問6)

(5) 住民のボランティア意識を高揚するため、ボランティア地域活動センターを中心とした、住民への啓発活動を進めます。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~
社協のボランティアセンターの登録者の増加(社協)						
福祉推進委員全体研修会におけるボランティア研修の実施(社協)						
地域福祉推進リーダー研修会の実施(社協)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政・社協〕ボランティア活動の情報提供や啓発活動等の更なる推進
- ◎〔行政・社協〕ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市民アンケートから

- 「地域福祉を推進するため今後必要なことは何か」との質問に対して、福祉施設の整備充実、相談窓口の充実、福祉活動の拠点づくりなどの回答が多く、「ボランティア、NPOなどの育成支援」と回答した人は少なかった。(問11)

(6) 地域の基本組織としての自治会の基盤安定を図ります。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~
アパートやマンション建設時における家主等への加入促進の徹底(行政)						
地域内分権の推進と、補助金交付金等の支援(行政)						
転入・転居における、自治会加入促進(行政)						

◆【課題】◆

- ◎〔行政〕自治会加入率の向上(全自治会平均88%、最も低い自治会61%)
- ◎〔行政〕自治会の負担軽減についての検討及び支援の実施
- ◎〔行政〕多文化共生の地域づくりや、学生の参加等による活力ある自治会活動の実施

市民アンケートから

- 「自治会に加入している」と回答した人は83.5%で、全自治会平均加入率88%より低い結果となった。(基本6)

基本目標3 地域の最小単位としての「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

(1) 「家庭」の大切さを再認識し、明るく、温かい「家庭」の育成を図ります。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30~
関係団体の連携による、青少年育成の市民会議や地区集会、講演会などの開催(行政)						
毎月「家庭の日」を定め、家庭の大切さを再認識する啓発活動の実施(行政)						

◇【課題】◇

- ◎〔社協〕地区社協の組織や社協お結びサポーター、住民会議の役割に関する理解の促進

(2) 公民館や地域自治センターを活動区域とする地域福祉コーディネート機能を整備します。

◇【成果】◇

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
地区担当者及びコミュニティソーシャルワーカー ²² の設置(社協)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政・社協〕関係機関や団体、施設、地域関係者等との連携体制の構築及び地域福祉コーディネーター²³の育成と活用

(3) 地域福祉活動を推進する市民組織を支援します。

◇【成果】◇

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
住民自治組織の設立(行政)						
民生委員・児童委員協議会の地区定例会や地域福祉の関係者会議の開催(行政・社協)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕住民自治組織の地域への定着と、組織の活動を支援するための人的・財政的充実及び庁内関係課との連携
- ◎〔社協〕社協お結びサポーターの活動によって地域で収集した情報の集約と分析、これにより浮かび上がる地域課題への対応

²² コミュニティソーシャルワーカー：地域の中で生活上の問題を抱えている人の個別の支援の方法の検討や、様々な機関や地域関係者と連携を図りながら支援体制づくりの調整を行う。個人や家族に対する「個別支援」と地域全体の福祉力を高めるための「地域支援」の両方を総合的に担う。

²³ 地域福祉コーディネーター：地域のニーズや課題を的確に把握し、行政や社会福祉協議会、福祉施設等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導くつなぎ役。

市民アンケートから

○「地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係についてあなたの考えに最も近いもの」との質問に、半数以上の人々が「行政も住民も協力し合い共に取り組むべきだ」と答えている。(問12)

基本目標5 地域内の社会福祉施設や教育機関、医療機関との積極的な連携を図り、地域全体の社会資源として活用を進めます。

(1) 社会福祉施設の専門的知識を地域福祉に活用するため、施設間の連携を図りながら、積極的な地域への発信を促します。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
地域包括支援センター、高齢者施設等による地域住民を対象とした研修会の実施(行政)						
在宅福祉サービス連絡会 ²⁴ 、上小地区心身障がい児者施設連絡協議会 ²⁵ 等による障がい者施設間の連携(民間)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕医療的ケアが必要な人や強度行動障がいのある人などが、地域で安心して暮らしていける支援体制の強化及び社会資源の開発
- ◎〔行政〕地域の介護予防生活支援サービスの具体的な展開方法の検討

(2) 長野大学や上田女子短期大学とあらゆる面で連携し、地域福祉推進の啓発と活動のあり方を研究します。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
長野大学との連携による、地域福祉リーダー研修会や地域福祉推進フォーラムの開催(行政)						
長野大学の実習生の受け入れ(行政)						

²⁴ 在宅福祉サービス連絡会：社会福祉の利用者を居宅において援助するための各種福祉サービスを行う事業者連絡会。

²⁵ 上小地区心身障がい児者施設連絡協議会：上小地区の心身障がい児の施設連絡会。

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕大学との更なる連携に関する協議
- ◎〔行政〕大学の公開講座等による地域の福祉人材の育成

(3) 医療機関との積極的な連携を図ります。

◆【成果】◆

項 目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
高齢者の在宅医療・介護連携推進事業の実施(行政)						
専門知識を有する医療機関と障がい者に関する各機関との協議の実施(行政)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕要援護高齢者の在宅生活を支えるための医療と介護の連携

(4) 社会福祉法人やNPO法人等の育成、健全な発展を支援します。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
社会福祉法人の指導監査の実施(行政)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕社会福祉法人やNPO法人等の福祉関係法人と行政とのネットワーク化及び活動への支援

基本目標6 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる地域社会の構築を目指します。

(1) 災害などの緊急時にも、地域ぐるみで支援できる体制の充実を図ります。

◆【成果】◆

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30～
自治会へ要援護者登録制度の説明会の実施(行政)						
要援護者登録制度による住民支え合いマップの取り組み(行政・社協)						
日本赤十字奉仕団による定期的な研修会の開催(行政)						
災害時のボランティアセンター立ち上げ訓練の実施(行政・社協)						

◇【課題】◇

- ◎〔行政〕要援護者登録制度の周知と更新作業の促進
- ◎〔社協〕災害時の安全確保や防災ボランティアの育成

市民アンケートから

- 「災害時や救急時における独居の高齢者や障がい者の安否確認、支援を行うための体制」に関する質問では、行政だけ或いは社協や民生委員・児童委員単独ではなく「行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会が連携して取り組む体制」が最も支持された。(問 13)

第3章 地域福祉計画の方向性

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

第1次、第2次の地域福祉計画では、基本理念を『住み慣れた地域で、ともに支え合い、生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の実現を目指します』と定め、計画を推進してきました。この間、社会・経済情勢は変化し、新たな課題や複合的な課題が生まれ、これに対応するため国の法律の改正や新法の施行等がありました。

このような状況を受け、今までの基本理念を念頭におきながら、「第二次上田市総合計画」で定める、上田市の将来像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる^{けんこう}健康都市」を基調とし、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、上田市地域福祉計画における基本理念を、「ともに支え合い 健康でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現」とします。

地域社会の協力による、自助・共助・公助によるふれあい・支え合い・助け合いの相互扶助機能や市民活動が必要となっており、すべての市民が共同関係にあるという共通の認識をもつことにより、生活課題を抱えた市民の支援につながり、自立した生活を支える大きな力になると考えます。

^{けんこう}
*健康＝個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むこと(Wellness)

基本理念

『ともに支え合い 健康でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現』



(2) 基本目標

基本理念を実現するため、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 地域福祉を担うひとづくり

地域福祉を推進するには、人的資源が不可欠です。地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、自主的な地域活動の推進につなげていきます。

基本目標2 支え合いを広げる地域づくり

市民一人ひとりが地域社会の一員として、主体的、積極的に身近な地域（小地域）で支え合い、つながりを強める活動や、地域課題の解決に向けて子どもから高齢者まで、それぞれができることを通じて互いに支え合い、誰もが地域において自分らしく暮らせる地域づくりを目指します。

基本目標3 地域福祉を推進する体制づくり

市民が求める福祉サービスの充実と、行政、福祉事業者、自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の各種団体やボランティア等がお互いに連携・協働し地域の福祉力を高めます。

基本目標4 安心して暮らせる地域づくり

防災・危機管理及び防犯に対する取り組みや、施設や道路等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に取り組むことで、地域の連携強化、地域福祉への市民参画を促します。また、保健、医療、福祉等の関係機関と連携して、市民が安心して健康に暮らせる地域づくりを目指します。

(3) 施策の体系

<基本理念>

『ともに支え合い 健幸でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現』

施 策

基本目標1

地域福祉を担う
ひとづくり



- 1 市民への情報提供の充実
- 2 担い手となる人材の発掘と育成
- 3 地域福祉の意識の醸成
- 4 募金・寄付等の取り組みの推進

基本目標2

支え合いを広げる
地域づくり



- 1 地域福祉のネットワークづくり
- 2 連携と協働による地域づくり
- 3 地域活動への支援

基本目標3

地域福祉を推進する
体制づくり



- 1 分野横断的体制づくり
- 2 相談体制の充実
- 3 子ども・子育ての支援体制の充実
- 4 権利擁護を推進する体制づくり
- 5 新たな課題に対応した体制づくり

基本目標4

安心して暮らせる
地域づくり



- 1 防災、防犯体制とバリアフリー等を整えた安全な地域づくり
- 2 支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくり
- 3 健康で安心して暮らせる地域づくり

2 計画策定の視点

(1) 「地域共生社会」の実現

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指します。

(2) 分野横断的な地域福祉の体制づくり

地域における多様な支援の要求に的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて、高齢・障がいといった分野をまたがって総合的に支援を提供することが求められています。

こうした中で、公的支援のあり方を『縦割り』から『丸ごと』、即ち、分野横断的な支援へと転換することが必要となっており、これに対応した体制づくりを推進します。

(3) 地域のつながりの重要性

多様な人々が「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合うことを通して、多様性を尊重し包摂する地域文化を醸成していくことができます。そして、これは、「制度の狭間」などの公的支援の課題を克服し、孤立を生まない地域社会を構築していくことにもつながっていきます。

地域において、市民が世代や背景を超えてつながり、相互に支え合う取り組みを育くむことで、市民一人ひとりが、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会の実現を目指します。

(4) 地域を基盤とした包括支援体制

地域づくりの取り組みは、地域における市民相互のつながりを再構築することで、支援を必要とする人へのあらゆる支援の土台づくりとなります。

福祉関係団体等は、地域社会の一員として、地域住民とともに、地域づくりに積極的に取り組む責務があります。

行政は、地域の自発性や主体性を損なわないように配慮しながら、地域づくりの取り組みが持続するよう支援する役割があります。また、複合的な課題など、地域住民だけでは解決が困難な地域の課題については、市が、解決を図る体制を整備することが必要となっています。

地域を基盤として、市民、福祉の関係者、行政等が一体となった、人々の多様な課題に応える包括的支援体制の構築を目指します。

※参考資料：厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 ～「地域共生社会」の実現にむけて～ から

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標 1 地域福祉を担うひとづくり

1 市民への情報提供を充実する

市民・地域

- 行政や社協が発行する広報紙、自治会の回覧板、その他チラシなどの福祉に関する情報や、テレビや新聞などのメディアからの福祉に関する情報に関心を持ちましょう。
- 支援が必要と思われる人の情報を、民生委員・児童委員に届けましょう。
- 地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員が誰か把握するとともに、その役割について理解を深めましょう。
- 地域で活動する団体やボランティア等は、自らの活動内容等を地域に発信しましょう。
- 地域では、自治会単位で福祉に関する講座等を開催し、情報提供に努めましょう。
- 民生委員・児童委員は、地域で孤立している人たちへの情報提供をさらに進めましょう。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員は、その活動の中で市民に任務と役割を知ってもらうよう努めましょう。
- 福祉サービスを提供している事業者等は、事業内容や経営状況等の情報を公開しましょう。

行政

◆わかりやすい情報の提供

- インターネットや各種メディアも活用し、より多くの市民に福祉情報が届くようにするとともに、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 民生委員・児童委員、福祉推進委員、健康推進委員、青少年育成推進指導員などへの研修の充実や情報の提供を行い、福祉サービスの向上につなげます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉推進委員の役割の更なる周知を行います。
- 地域福祉活動の推進に必要な行政情報の提供は、個人のプライバシーに配慮したうえで関係者への提供を行います。

◆相談支援体制の充実

- 福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき適切な対応ができるよう、市の相談支援体制の充実に努めます。

社会福祉協議会

- 社協広報紙「社協うえだ」と社協ホームページ等により、福祉情報を提供します。
- 現在の情報紙等の広報全般に地域住民からの意見を反映させ、わかりやすい福祉情報の提供に努めます。
- インターネット等を活用し、年代や利用方法に合わせた情報提供を行います。
- 地区社協の組織や社協お結びサポーターなど社協の活動について、市民に周知します。

2 担い手となる人材の発掘と育成

市民・地域

- 身近な地域で、ボランティア活動等の新たな担い手を探しましょう。
- 社会福祉法人、ボランティア団体、NPO等の活動に参加しましょう。
- 福祉関係団体等は、市民の参加が可能な活動の情報提供に努めましょう。

行政

◆ボランティア活動の普及と担い手の発掘

- ボランティア活動の情報提供や啓発に努め、活動の普及や参加者の増加と担い手の発掘につなげます。
- ボランティア講座等の受講者などから、担い手の発掘に努めます。
- 小学校・中学校・高等学校・大学の学生も地域の一員として、福祉活動への参加を積極的に図ります。

◆地域を担うリーダーの育成

- 市民等の社会参加を支えるため、多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり新たな力を生み出せるように調整する、地域福祉コーディネーターの育成を図ります。
- 小地域福祉ネットワークの組織の中から、福祉活動を支えることができるリーダーの育成を行います。

社会福祉協議会

- 地域住民の特に勤労者や団塊世代に対して、意識と関心を喚起する情報の提供や、福祉に関する講座を開催します。
- 地域で求められているボランティア活動や活躍できる人材の発掘を行い、若い世代のボランティアの登録を進めます。
- 各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成及び啓発を進めます。

- 自治会、学校、企業等に出向いて福祉体験教室を開催し、地域における“お互い様”の精神を広げる社会づくりを目指します。
- 市内の大学、短大、専門学校等との連携による学生の地域活動への参加促進に努めます。

3 地域福祉の意識の醸成

市民・地域

- 地域の福祉活動に関心を持ち、メディアや行政等の情報を得るようにし、家族や友人と福祉を話題にしましょう。
- 社会福祉協議会等が行うボランティア講座等に参加しましょう。

行政

◆学ぶ機会の創出

- 地域に出向いて講座等を実施し、市民が福祉について学ぶ機会をつくります。
- 地域福祉推進フォーラム等への市民の参加を呼びかけます。
- 学校教育における福祉教育を充実します。

◆意識の啓発、環境づくり

- 地域福祉の先進的な取り組み事例を紹介する、地域福祉推進フォーラムや人材育成を目的とする、地域福祉推進リーダー養成講座等を行います。
- 地域内で実施されたボランティア活動の実践例の紹介や、ボランティア活動の意義について広報し、参加意識の向上を図ります。

社会福祉協議会

- 上田市社会福祉大会を通じ、地域福祉の一層の啓発活動を行います。
- 各種講座、研修会等で地域福祉に関する意識の向上を図ります。
- 社会福祉調査活動を行い、市民ニーズを把握します。
- 行政、地域包括支援センター、地域協議会等と連携を図り、地域の福祉ニーズをより効率よく把握できるよう取り組んでいきます。
- 小学校や中学校、高等学校に出向いて行う福祉体験教室等を通じて、子どもの頃から思いやりの心を育む福祉教育を進めます。

4 募金・寄付等の取り組みの推進

市民・地域

- 災害義援金、赤い羽根共同募金等の募金・寄付活動に協力しましょう。
- 企業は、社会貢献活動の一環として各種募金・寄付に積極的に協力しましょう。

行政

◆募金活動の協力・理解

- 災害義援金等の各種募金・寄付活動に協力します。
- 日本赤十字社活動資金の募集に協力します。
- 学校教育において、募金・寄付活動に関する正しい知識と理解が得られるようにします。

◆次世代への継承

- 募金活動は、子どもから高齢者までの市民が参加できる最も身近な社会貢献のしくみであることから、次世代に継承していく取り組みを進めます。

社会福祉協議会

- 中央共同募金会の要請による、災害時等の募金活動に協力します。
- 市民に赤い羽根共同募金の趣旨を伝えるとともに、キャッチフレーズである「自分の町をよくするしくみ」のもと、積極的な運動の展開を図ります。

基本目標２ 支え合いを広げる地域づくり

１ 地域福祉のネットワークづくり

市民・地域

- 身近な地域で近隣の人々と互いに助け合う、小地域福祉ネットワークの取り組みに協力しましょう。
- 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進員、高齢者団体、障がい者団体、青少年育成団体、健康推進委員、PTA関係者、地域内ボランティア、公民館分館、地域活動団体は、小地域福祉ネットワークの活動に、連携・協力しましょう。
- 自治会及び福祉推進委員は、地域ふれあい事業の趣旨の周知を図るとともに、地域の連携により事業を進めましょう。

行政

◆自治会

- 小地域福祉ネットワークの基盤である自治会の加入率を高めます。
- 自治会の未加入者に対しては、家主等の協力を求め、加入促進を図ります。
- 自治会の業務負担軽減について引き続き検討するとともに、支援と連携を進めます。
- 多文化共生の地域づくりや、学生の参加による活力ある自治会活動をめざす取り組みを進めます。

◆小地域福祉ネットワーク

- 社協と連携して小地域福祉ネットワークの取り組みを進めます。
- 小地域福祉ネットワークに関係する組織・団体と、所管する庁内各課の連携を強化します。

◆NPO法人など

- NPO法人等の福祉関係法人と行政関係者とのネットワーク化及び活動への支援を行います。
- 郵便局、新聞販売店等と連携し、市民とともに地域全体で支える安心安全のネットワークづくりを進めます。

社会福祉協議会

- 地域ふれあい事業や住民支え合いマップ作成をとおして、関係者の連携を強化するとともに、小地域福祉ネットワークの支援体制を構築し、地域において認知症の方の支援や孤立死のない地域づくりを推進していきます。

- 行政機関、自治会長、民生委員・児童委員及び福祉推進委員、社会福祉施設、社会福祉団体、ボランティア団体、ボランティア連絡協議会、上小圏域障がい者総合支援センターとの連携を強化します。
- 小学校、中学校、高等学校、大学、専門・専修学校、地域包括支援センター、介護保険事業者、NPO法人、企業、商工団体等、上小圏域成年後見支援センター²⁶等と連携を図ります。
- 社協お結びサポーターを配置し、地区社協や住民自治組織等と連携を図ります。

＊上田市社会福祉協議会が想定する「小地域福祉ネットワーク」の活動内容

地域福祉の向上と生活課題の解決に向けて次の活動を行います。

- ・地域内の関係者の連携組織として、安心して暮らせる地域づくりを目指し、地域福祉を総合的に進めます。
- ・地域ふれあい事業の企画と推進を担います。
- ・各団体の活動内容を調整・協議し、活動への相互連携を進めます。
- ・除雪パートナーシップ制度、除雪ボランティアの設置など、地域内の高齢者や障がい者世帯の地域生活上の課題に対する解決策を研究します。
- ・声かけ運動の推進など、地域の連帯感の向上を図ります。
- ・ネットやメールを活用し、市民参加を促進します。
- ・地域内のボランティア活動の促進や連絡調整を行います。
- ・家庭のあり方や子育てへの支援について、地域の果たす役割を研究します。

2 連携と協働による地域づくり

市民・地域

- 福祉関係団体等は、市民が行う地域福祉活動に連携・協働するようにしましょう。
- 福祉関係団体等は、団体等が運営する社会福祉施設の持つ専門的知識を地域福祉活動に活用するため、地域の福祉活動への支援と、地域へ出向く活動を行いましょう。

行政

◆地域の支援体制

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりとして、これまでの「支えられる側」であった人が「支える側」にも変わることもあり得ることを踏まえて、誰もがその人らしく生活できるよう、働く場や参加する場を見つける道筋をつけ、分野横断的に連携して地域づくりを進めます。

²⁶ 上小圏域成年後見支援センター：上小圏域（上田市・東御市・長和町・青木村）を対象とした、成年後見制度などの利用支援を行う。上田市が上田市社会福祉協議会へ委託している。

○地域が抱える生活課題の多様化・複合化、必要な支援の複雑化により、これまでのような高齢者、障がい者、生活困窮などの単独の機関による対応だけではなく、複数の機関にわたり分野を超えてつながる総合的な支援を行います。

◆関係機関との支援体制

○市内の大学や専門・専修学校とは、更なる連携を図るとともに、地域福祉推進のあり方を研究します。

○施設ボランティア活動²⁷の推進を図り、施設と市民との距離を縮め、利用者の立場に立った、地域の中で育つ社会福祉施設となるよう支援します。

○住民自治組織の活動を行政の立場から支援するとともに、関係部局との調整、政策への反映を図るため、庁内横断的な組織である上田市生活困窮者自立支援事業等庁内連携会議²⁸を継続的に開催します。

◆高齢者支援体制

○要介護者や認知症高齢者が増加する中で、医療・介護等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム²⁹の構築を進めます。

○高齢者の要求・要望は多様化しており、市民主体の活動をはじめとした、多様な介護予防、生活支援など地域における支え合いの体制を構築します。

○認知症の早期発見・早期治療の体制の構築と、地域で支え合うための人材育成や見守り体制の構築を進めます。

◆障がい児者支援体制

○障がい児支援の提供体制としての、児童発達支援センターの機能強化に努めます。

○地域包括ケアシステムを精神障がい者にも広げ、精神病床における長期入院患者の地域社会への移行や、地域で暮らしていくための仕組みづくりを行います。

○障がい者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能を高めます。

²⁷ 施設ボランティア活動：施設職員協力のもと、一般市民等が散歩、話し相手、清掃、洗濯物の整理を行ったり、クラブ活動や行事への協力、子どもたちによる歌の発表などを行う活動。

²⁸ 上田市生活困窮者自立支援事業等庁内連携会議：生活困窮者の支援だけでなく自立への支援が必要な事例で、複合的な課題や部局横断の体制で取組まなければならない課題に対応するための組織で、11部局で構成されている。

²⁹ 地域包括ケアシステム：地域に生活する高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

- 医療的ケアが必要な人や、強度行動障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、支援体制の構築や社会資源の開発を進めます。

社会福祉協議会

- 地域共生社会の実現のため住民自治組織と協働し、あらゆる住民が支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成します。
- 地区社協及び社協お結びサポーターと連携し、地区内の福祉課題を把握するとともに、課題解決につながる事業の展開や活動の強化を図ります。
- 支部社協の組織体制を明確化し、地区社協と連携することによって、支部内の福祉課題を把握するとともに、課題解決につながる事業の展開や活動の強化を図ります。
- 福祉推進委員は、地区社協や支部社協、自治会との連携を深めるとともに、その役割を明確にすることで、地域福祉の推進役として活躍できる環境づくりを目指します。
- 地区福祉推進委員協議会において、連絡会議を開催し、福祉推進委員同士で情報を共有し連携を深めることにより、地域福祉を進めます。
- 住民参加型有償在宅福祉サービス事業³⁰において、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と連携し、事業の周知と協力員の拡充を行います。
- 様々な関係機関・団体と連携し、多文化共生の地域づくりを進めます。

3 地域活動への支援

市民・地域

- 地域の福祉関係団体等の活動を支援しましょう。
- 自治会及び福祉推進委員は、地域ふれあい事業の充実を図りましょう。

行政

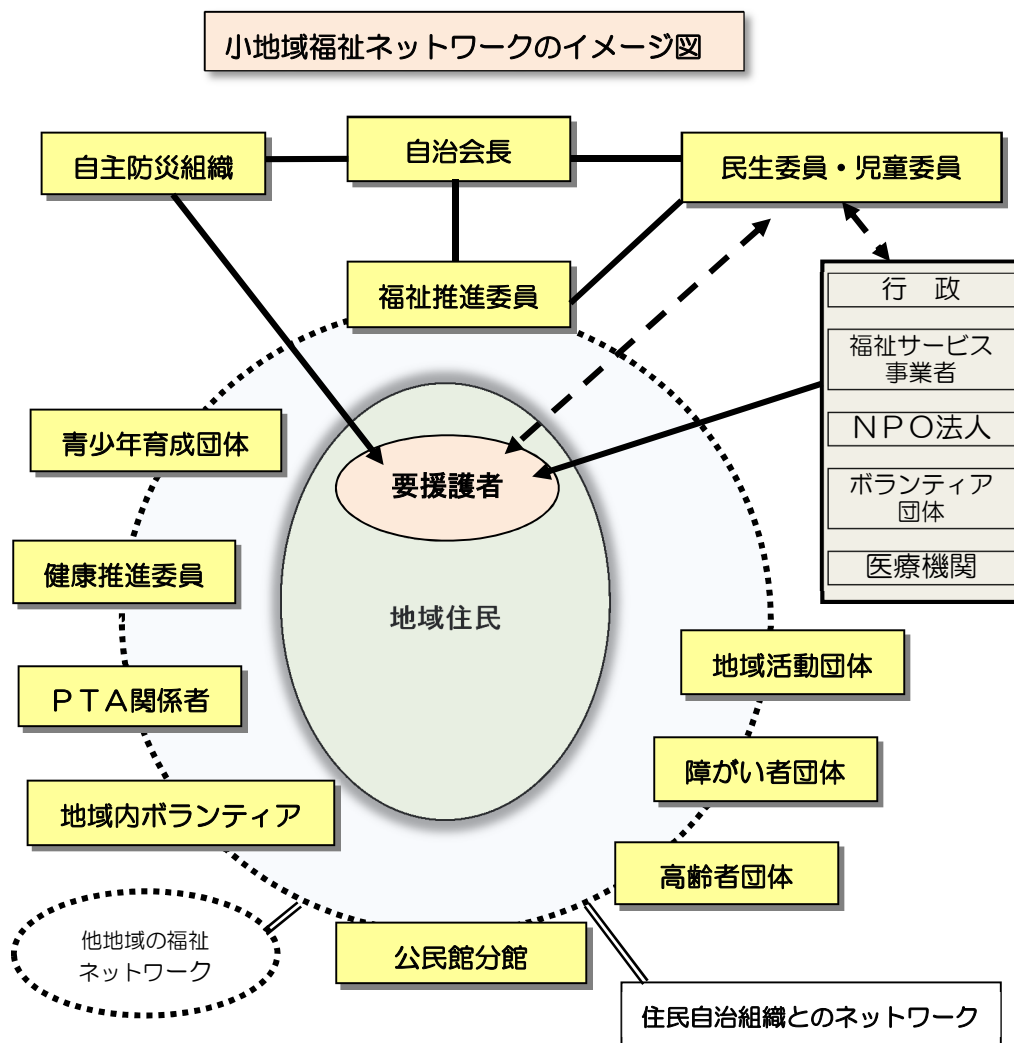
- 社協の地域ふれあい事業への支援を行います。
- 地域で活動する福祉関係団体等の組織の地域への定着を図るため、支援制度を充実します。
- 社協お結びサポーターの活動によって地域で収集した情報を、集約し分析したうえで、地域課題の解決に向けた取り組みを行います。

³⁰ 住民参加型有償在宅福祉サービス事業：公的な福祉サービス等を補完することを目的とし、住民の参加と協力により日常生活を営むのに支障のある方を対象に、家事援助、通院介助等のサービスを有償により提供する事業。

社会福祉協議会

○社協職員は、担当する地区において社協お結びサポーターとともに、地区社協、支部社協、地域ふれあい事業、地区福祉推進委員協議会の連絡会議などに積極的に参加することにより、地域の実情を把握し、関係機関との調整の他、地域住民と協働し、地域に密着したサービスや地域の特性を活かした新たなサービスの創出に取り組みます。

○地域ふれあい事業において世代間交流を積極的に推進します。また、福祉推進委員や自治会長を中心に地域福祉の大切さ、子どもから高齢者までが一体となった地域づくりが進められるような研修会や説明会を開催します。



基本目標3 地域福祉を推進する体制づくり

1 分野横断的体制づくり

市民・地域

- 福祉関係団体等においては、それぞれの専門分野だけでは解決できない問題に対応するため、専門にとらわれない分野横断の連携体制をつくりましょう。

行政

◆総合的な支援体制

- 地域が抱える生活課題の多様化・複合化、必要な支援の複雑化により、これまでのような高齢者、障がい者、生活困窮などの単独の機関による対応だけでなく、分野横断的な複数機関にわたる総合的支援を行える体制をつくりま

す。

◆生活困窮者の支援体制

- ハローワーク等と連携し、自立に向けた求職活動の支援を行います。
- 生活困窮世帯への支援として、関係部局との連携により子どもの学習支援を行い、貧困の世代間連鎖が継続しない取り組みを行います。
- 関係機関や地域支援者との連携を図り、生活困窮者が切れ目なく支援を受けることのできる地域づくりを行います。
- 住宅確保要配慮者³¹の居住の安定に配慮します。

社会福祉協議会

- 各種相談事業を窓口として個別支援を行い、民生委員・児童委員、障害者総合支援センター、地域包括支援センターなど多様な関係者とのネットワーク機能を十分発揮しながら、総合的な支援体制を確立します。
- 地域包括支援センターで行っている地域ケア推進会議等と連携し、それぞれの立場での状況や業務内容の発表の場を設けるとともに、互いの実情や業務内容を理解しあいながら連携を深め、総合的な支援体制を確立していきます。

2 相談体制の充実

市民・地域

- 市や社会福祉協議会の広報紙やホームページ、自治会の回覧板やチラシなどで各種相談に関する情報を得るようにしましょう。また、必要な情報につい

³¹ 住宅確保要配慮者：低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯その他住宅の確保に特に配慮を要する者。

ては、担当機関に提供を求めましょう。

○民生委員・児童委員は、地域における身近な相談相手として個人情報の保護に留意しながら相談を受ける体制を整えましょう。

行政

○障がいを経験した差別の解消や、合理的配慮³²の提供などに関する相談に応じられるよう相談体制の充実に努めます。

○福祉課題を抱える市民が気軽に相談でき、適切な対応ができるよう市の相談支援体制の充実に努めます。

○地域の身近な相談相手としての民生委員・児童委員が、様々な相談に応じられるよう支援します。

○相談体制の充実、強化により、高齢者、障がい者、児童の虐待防止及び配偶者等からの暴力防止に努めます。

○社会福祉施設等における苦情処理窓口の周知並びに充実を図るとともに、気軽に相談できる体制を構築します。

○子ども・子育てに関する相談体制の充実、強化を進めます。

○ひとり親家庭を支援する相談会などを開催します。

○チャイルドライン³³の運営支援を行います。

社会福祉協議会

○複雑化・多様化した各種の相談に対応していけるよう、専門職による相談支援を進めていきます。

【相談窓口：結婚相談、法律相談、心配ごと相談、はればれ電話相談、ボランティア地域活動センター、介護相談センター、生活福祉資金貸付等相談、日常生活自立支援事業の相談、上小圏域成年後見支援センター、上田市生活就労支援センター「まいさぽ上田」】

○利用者からの要望や苦情は、利用者の権利擁護と満足度を高めるため、苦情対応担当者、苦情対応責任者、第三者委員会を設け、要望や苦情に対し適切に対応し解決を図ります。

³² 合理的配慮：障がい者の人権が障がいのない人と同じように保障されると共に、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

³³ チャイルドライン：18才までの子どもが利用できる電話相談窓口。

3 子ども・子育て支援体制の充実

市民・地域

- “地域全体で子どもを育てる”意識と環境づくりに努めましょう。
- あいさつ運動と見守り声掛け運動など地域で子どもを見守る活動を進めましょう。
- 周囲とのかかわりや社会的な経験を学べるよう、高齢者や異年齢児との交流を進めましょう。
- 地域では、公民館等を使って親子で参加できる講座や行事を開催し、様々な体験ができるようにしましょう。
- 地域で開催される子ども食堂や学習支援事業など、地域で子どもや子育て家庭を支援する活動に協力しましょう。

行政

◆子育て支援の充実

- 子育てひろばを、子育て支援センターや児童館等で開催し、子育て世帯の交流を促すとともに、子育てに関する相談、援助、講座の開催、地域の子育て関連情報の発信等、子育て世帯の孤立感や負担感を軽減するための支援を行います。
- 子育て支援団体や子育てサークルの活動支援、ネットワークの強化、子育てサポーターの養成と活動支援を行うとともに、ファミリーサポートセンター事業³⁴の充実を図り、子育てを支える地域づくりを行います。
- 子育てに関わる情報を一元的に把握し、子育て支援コーディネーターによる情報提供や相談を行うとともに、専用サイト及びアプリにより情報発信し、子育て支援サービスにつなげます。
- 就学前教育・保育の質の向上のため、職員配置の充実、保育士・幼稚園教諭の資質向上、保育施設の整備等を進めるとともに、保育ニーズの多様化に対応して、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など保育サービスの充実を図ります。
- 外国籍の子どもや外国につながる子ども³⁵たちを学校教育において支援するとともに地域のボランティア団体の活動を支援します。

³⁴ 上田市ファミリーサポートセンター事業：子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人が会員として登録し、子育ての相互援助を有償で行う会員組織。上田市が上田市社協へ委託している。

³⁵ 外国につながる子ども：国際結婚、中国帰国者の縁者等日本国籍があっても日本語を母語としないため、日本語指導が必要な子どものこと。

◆地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

- 子育て世帯が、多様な知識や経験を有する様々な世代から助言・支援を受けられることができる環境づくりを進めます。
- 地域の人とのつながりや地域活動への参加など、身近な地域全体で子育て世帯を支援できるよう、子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員、主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、NPO など関係機関とのネットワークの強化を図ります。

◆障がいのある子どもへの支援の充実

- 子どもの障がいの早期発見とともに、早期にその子どもと家族の要望に応じたきめ細やかな支援を行うため、関係者の連携によるネットワークの構築を進めます。
- 医療的ケアが必要な子どもが在宅で生活できるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携した支援を行います。
- 発達障がいについての社会的な認知と理解が不十分なことから、更なる適切な情報の周知を行います。
- 障がいのある子どもが、身近な地域で安心して生活できる福祉サービスの充実、障がい特性に応じた放課後の生活支援のための施設職員の配置と研修の充実を図ります。
- 障がいのある子どもへの適切な保育や教育に向けた支援を行うため、保育士・幼稚園教諭、小中学校教職員の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導、保護者に対する支援などの充実を図ります。
- 障がいのある児童・生徒が“未来の地域をつくるなかま”となるよう、まちづくりの一環として行うふれジョブ活動³⁶などの地域活動に対して支援を行います。
- 職員配置や職員研修の充実、職員定着に向けた処遇改善に取り組むとともに、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できる体制の強化を図ります。

◆社会的養護³⁷の必要な子どもへの対策

- 家庭での養育が困難となった場合、施設等において適切な養育を行い、子どもが安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 社会的養護が必要な子ども（18歳未満）が、施設から退所し保護者のもとに戻る場合は、支援会議において十分な検討を行い、相談支援体制を充実するとともに、市及び関係機関での見守りと継続的支援を行います。

³⁶ ふれジョブ活動：障がいがあるなど支援の必要な子どもたちが、地域の会社やお店でジョブサポーターに見守られながら職業体験する活動。

³⁷ 社会的養護：保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

◆児童虐待等への対策

○児童虐待や養育困難家庭の増加など、子どもと家庭をめぐる問題が多様化・複雑化していることから、市民への虐待防止意識の啓発、職員の専門性の強化、地域ネットワークとの連携など、子育て家庭に対する更なる支援体制を構築します。

◆子どもの貧困対策

○生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業を中核として、学習支援事業やひとり親家庭の福祉対策等により支援を行います。

○学校教育においては、就学援助制度や高校生を対象とした給付型奨学金による支援を行います。

○地域で開催される子ども食堂や、学習支援事業への支援を行います。

社会福祉協議会

○児童館・児童センターでは、地域の児童に健全な遊びの場を提供するとともに地域の人々の交流の拠点として、ボランティアと連携して児童の健全育成を図ります。

○子育てひろばを開催し、子育てに関する様々な問題に対する負担感の緩和を図り、安心して子育てができることを目的に、地域の子育て拠点として地域の実情に応じた子育てサービスを提供します。

○上田市ファミリーサポートセンター事業の周知と会員の増加に努め、仕事と育児の両立のための環境を整備し、児童福祉の増進を図ります。

○子育て支援の講座を開催し、親子の絆を深めるきっかけを増やします。

○子育て支援センターの情報を市民に発信します。

4 権利擁護を推進する体制づくり

市民・地域

○障がい者、子ども、高齢者等への虐待や、配偶者等からの暴力に関する認識を高めましょう。

○市民は、虐待や暴力等が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等に相談・通報しましょう。

行政

◆虐待、暴力、差別等への対策

○高齢者、障がい者、児童への虐待、暴力、差別等や、配偶者等からの暴力に関する市民への啓発活動を行います。

- 虐待、暴力、差別等に関する行政への情報提供には、関係機関と連携して迅速な対応に努めます。
- 虐待や暴力等の問題が深刻化する前に発見し支援を開始するため、市民、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉等関係機関と連携して、虐待や暴力等の未然防止や早期発見に努めます。
- 障がい者を理由とする不当な差別や合理的配慮の提供等の相談に適切に対応します。

◆成年後見制度

- 成年後見制度³⁸普及のため、上小圏域成年後見支援センターの運営に努めます。
- 市民後見人の養成と確保に努めます。
- 関係機関との連携により、親族がいない人などへの支援や市長申し立てを進めます。

◆人権擁護

- 地域において、自治会や公民館等の講座などで、人権教育、福祉教育を充実します。
- 学校教育において、人権教育、福祉教育を充実します。
- 市の人権や虐待に関する相談窓口の充実と、相談しやすい体制を整えます。
- 人権擁護委員や行政相談委員等への相談を気軽に行える体制を整えます。
- 高齢者の認知症や障がい者の障がいについて理解を深める機会を提供します。

社会福祉協議会

- 上小圏域成年後見支援センターの事業である、成年後見制度に関する相談や手続き支援、市町村長申し立てへの支援を行います。
- 市民後見人の担い手の育成とその支援を行います。
- 上小圏域成年後見支援センター及び成年後見制度の普及啓発活動を進めます。
- 上小圏域成年後見支援センター事業及び日常生活自立支援事業を中心とした体制により、地域住民の権利擁護を進めます。

³⁸ 成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な成年者を保護するため、後見人などを定める制度。成年後見人は、本人の代わりに法律行為を行うことができる。

5 新たな課題に対応した体制づくり

市民・地域

- 福祉関係事業者等で社会福祉施設を運営する事業者は、施設ボランティア活動を推進するとともに、施設と市民との距離を縮め、地域の中で育つ施設を目指しましょう。

行政

◆高齢者対策

- 要援護高齢者の在宅生活を支えるため、医療と介護の連携事業を進めます。
- 市民、事業者等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- 地域における介護予防・日常生活支援総合事業³⁹の具体的な展開方法を検討します。
- 高齢者等見守りネットワーク⁴⁰の加入事業者を増やします。
- 高齢者を対象とする、成年後見制度の周知、普及、啓発を行います。

◆障がい者対策

- 市民の障がいに対する意識の啓発を促進するとともに、障がいへの正しい理解を深めます。
- 入所・入院から住居や日中活動の場の確保、地域移行後の連絡相談等の支援体制の整備等、地域での定着支援体制の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムを精神障がい者にも広げ、精神病床における長期入院患者の地域社会への移行と、地域で暮らしていくための仕組みをつくります。
- 障がいのある子どもに対し、身近な地域でその子にあった支援と療育が18歳まで切れ目なく一貫して行われるよう、関係機関と連携した支援を行います。

◆生活困窮者対策

- 分野横断的に対応しなければならない、生活困窮者支援、共生型サービス支援、居住配慮者への支援、就労困難者への支援、自殺対策などについては、生活困窮者自立支援事業等庁内連携会議において、それぞれの専門部会を設けて協議し、支援の方向を定め実施します。

³⁹ 介護予防・日常生活支援総合事業：市町村が中心となって、地域の実情に応じて、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す事業。

⁴⁰ 高齢者等見守りネットワーク：長野県地域見守り活動における民間事業者等と、上田市と高齢者等の見守り連携を締結した民間事業者等により、高齢者等の見守り活動を行うもの。孤立死等を防止し住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目的とする。

- 生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度において、地域における生活困窮者の早期把握や見守りのためのネットワークを構築し、地域で孤立する人がいない地域づくりを進めます。
- 民間団体等が行うフードドライブ⁴¹の取り組みを支援します。
- 生活困窮者の子どもへの学習支援事業を充実するとともに、地域で開催される子ども食堂などの活動を支援します。

◆自殺予防対策

- 身近な人の自殺のサインに気づき、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐ、ゲートキーパー⁴²の役割を果たせる人を増やすなど、自殺を未然に防ぐことができる地域づくりを進めます。

◆多文化共生のまちづくり

- 国籍や文化の違いを踏まえ、互いに認め合い、尊重し合って暮らすことのできる社会の実現を図ります。

◆再犯防止対策

- 保護司会、更生保護女性会等と連携し、対象となる人の社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みを、国の「再犯防止推進計画」を踏まえて実施します。

◆ひきこもり等社会的孤立対策

- ひきこもり等社会的に孤立している人の対策として、長野県子ども・若者サポートネット⁴³、若者サポートステーション・シナノ⁴⁴、まいさぼ上田、民生委員・児童委員、各地域の包括支援センター、NPO法人等と連携・協力し、対象となる人への適切な支援の実施につなげていきます。

⁴¹ フードドライブ：生活困窮者等に分配するため、家庭等で余っている食品を持ち寄る活動のこと。

⁴² ゲートキーパー：自殺の危険を示す兆候に気づき、適切な対応（声掛け、傾聴等）を図ることができる人のこと。

⁴³ 長野県子ども・若者サポートネット：若年無業者やひきこもり等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に、その状況や本人の希望に基づき、社会参加、社会的自立に対する支に向けた支援を行うため、関係機関、地方公共団体、NPO等で構成される組織で、東信、中信、北信、南信に設置されている。

⁴⁴ 若者サポートステーション・シナノ：働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、職場に定着するまで支援する厚生労働省委託の支援機関で、NPO法人侍学園スクオーラ・今人が委託を受けている。

社会福祉協議会

- まいさぼ上田の事業を中心に、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する寄り添い型の総合相談体制や、関係機関との支援ネットワークづくりに取り組めます。
- 家計相談支援事業を基本とし、生活困窮者とその家族も含めた支援に取り組めます。
- 福祉課題がますます多様化・複雑化する中で、他の社会福祉法人や社会福祉団体等と協力しながら、今まで以上に地域公益事業を展開していきます。
- 子どもの居場所づくりの活動を推進している、機関や団体の取り組みを支援します。

基本目標4 安心して暮らせる地域づくり

1 防災、防犯体制とバリアフリー等を整えた安全な地域づくり

市民・地域

- 自治会内に自主防災組織を設置し、防災訓練を実施するとともに、市が行う総合防災訓練に参加しましょう。
- 防災ボランティアの講座に積極的に参加しましょう。
- 防犯の観点から、日ごろからお互いにあいさつや声掛けを行い、地域の人と顔なじみとなるようにしましょう。
- 上田市暴走族等対策会議に参加している団体・機関は、市が行う駅前パトロールに協力しましょう。

行政

◆防災、防犯体制づくり

- 赤十字奉仕団の組織の育成、防災士⁴⁵、防災ボランティアの養成を行います。
- 悪徳商法や振り込め詐欺など悪質犯罪の情報を、市民に提供します。
- 防災・防犯意識を高める啓発活動を充実します。
- 青少年関係団体やPTA組織が連携して行う、地域における見守りや防犯パトロールなどの活動を支援します。

◆バリアフリー等の取り組み

- 公共施設等のバリアフリーに取り組むとともに、ユニバーサルデザイン⁴⁶の導入を進めます。

社会福祉協議会

- 市が行う総合防災訓練に協力し、災害救援ボランティア受け入れ訓練等を行います。

2 支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくり

市民・地域

- 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などが協力して、一人住まいの高齢者など特に配慮を要する人の、緊急時・災害時の対応について普段から準備しておきましょう。

⁴⁵ 防災士：地域の防災意識の啓発、防災力の向上に努め、災害発生時には避難誘導・救助に当たる人。民間の資格。

⁴⁶ ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、人種などに関わらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品、サービス、環境をデザインする考え方。

行政

◆災害時の支援体制

- 社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと協力を得て、要援護者（災害時等に配慮が必要な人）の台帳の整備をするとともに、要援護者を地図に示した住民支え合いマップについて、作成地域の拡大・充実を図るなど、災害弱者支援策の一層の推進を図ります。
- 災害時の要援護者については、個人情報保護に留意しながら市の対策本部など関連部局、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等に情報提供し、避難支援等を円滑に行います。
- 日本赤十字社等が実施している救急法の講習会への市民の参加を促し、災害時等に応急手当てができる人を増やします。
- 災害時に、避難者の中でも特に配慮を必要とする、高齢者や障がいのある人などが対象となる福祉避難所の確保に努めます。

◆情報提供の充実

- 災害ハザードマップ、地域防災計画、災害時要援護者支援マニュアル、業務継続計画（BCP）⁴⁷を定期的に見直し、更新した情報を市民に公表します。
- 災害時には、障がい者や日本語が理解できない外国人等災害弱者に寄り添った情報提供を行い、平常時はそれぞれに防災関連情報等を提供できるようにします。

社会福祉協議会

- 全自治会に住民支え合いマップの取り組みを推進するとともに、地域の要援護者を把握し、支え合い助け合える地域づくりを進めます。
- 災害発生時に災害救援ボランティアセンター⁴⁸を立ち上げ、災害時要援護者への支援を行うため、手話などの有技能者に災害ボランティアへの登録を進めます。また、市内外からの災害救援ボランティアの受け入れを行い、被災者からの様々な支援ニーズとボランティアの希望する活動を結びつけます。
- 地域コミュニティ再生への支援を行います。
- 災害救援ボランティアセンターの周知と、災害が発生した際に機能するための訓練や基盤づくりを進めます。

⁴⁷ 業務継続計画(BCP)：災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。

⁴⁸ 災害救援ボランティアセンター：災害時の被災地に設置され、災害救援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

3 健康で安心して暮らせる地域づくり

市民・地域

- 自らの健康状態の確認と疾患の早期発見・早期治療のため、各健康診査を受けましょう。
- 国民健康保険など医療保険者が実施する特定健康診査(特定健診)・長寿健診及び市が実施する若年健診は、積極的に受診し、必要に応じ保健指導を受けましょう。
- 自らの健康づくりのための活動や介護予防活動などに積極的に参加しましょう。
- 福祉関係事業者は、サービス提供者等の健康管理に気を配りましょう。

行政

- 地域内の社会福祉施設や医療機関などと連携して、健康づくりのための活動や介護予防活動などを行います。
- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、健康・福祉関係課と医療機関との積極的な連携を図ります。
- 一人住まいの高齢者等に緊急通報装置を設置し、緊急時に対応できるようにします。
- 第三次上田市民健康づくり計画に基づき、市民の健康寿命の延伸に寄与する施策を進めます。

社会福祉協議会

- 援護を必要とする高齢者や障がい者の自立に向けた地域における支援のため、また、住民懇談会により把握した地域の要望を踏まえ誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、保健・医療・福祉に携わる様々な職種の専門家との連携及び連絡調整を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

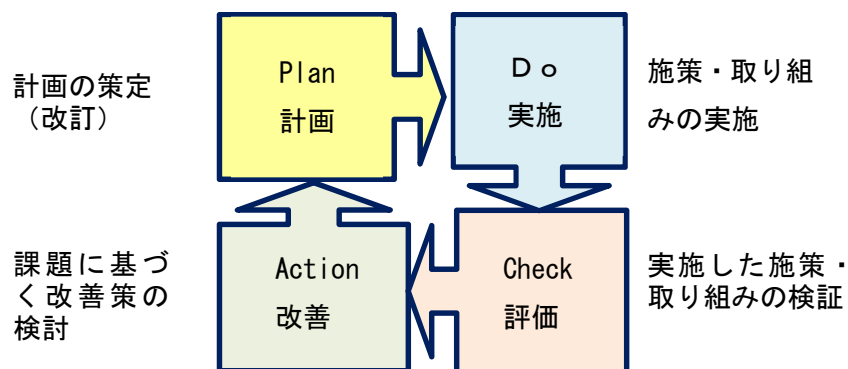
1 計画の進行管理について

(1) 上田市地域福祉計画策定委員会

必要に応じて計画の進捗状況と実効性を検証します。

(2) 地域福祉計画庁内プロジェクトチーム

地域福祉計画庁内プロジェクトチームにより、定期的に計画の検証を行い、必要に応じて上田市地域福祉計画策定委員会で計画の見直しを行います。



2 行政の推進体制について

(1) 庁内の推進体制

本計画は、地域福祉計画庁内プロジェクトチームの関係課が推進し、単独の課で対応できない課題や新たな課題等に対しては、庁内横断的組織である上田市長生活困窮者自立支援事業等庁内連携会議を中心に対応します。

(2) 上田市社会福祉協議会との連携

本計画は、上田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画でもあり、連携・協働し一体となって取り組んでいきます。」

資 料 編

- 1 地域福祉に関するアンケート調査の結果
- 2 上田市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- 3 第3次上田市地域福祉計画の策定経過
- 4 第3次上田市地域福祉計画策定委員名簿
- 5 第3次上田市地域福祉計画に係るプロジェクトチーム名簿

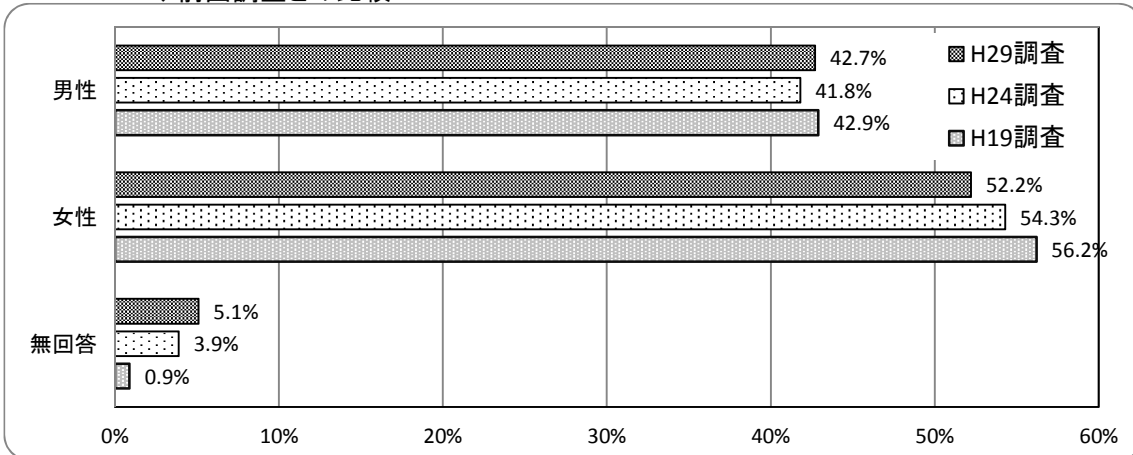
1 地域福祉に関するアンケート調査の結果

◆調査時期：平成29年8月1日（火）～8月24日（木）
 ◆調査対象：男性1,000人、女性1,000人 計2,000人
 男女別、年代別で無作為抽出
 【回答数】 802件（H24：1,123、H19：818件） 【回収率】 40.1%（H24：56.2%、H19：40.9%）

◆属性

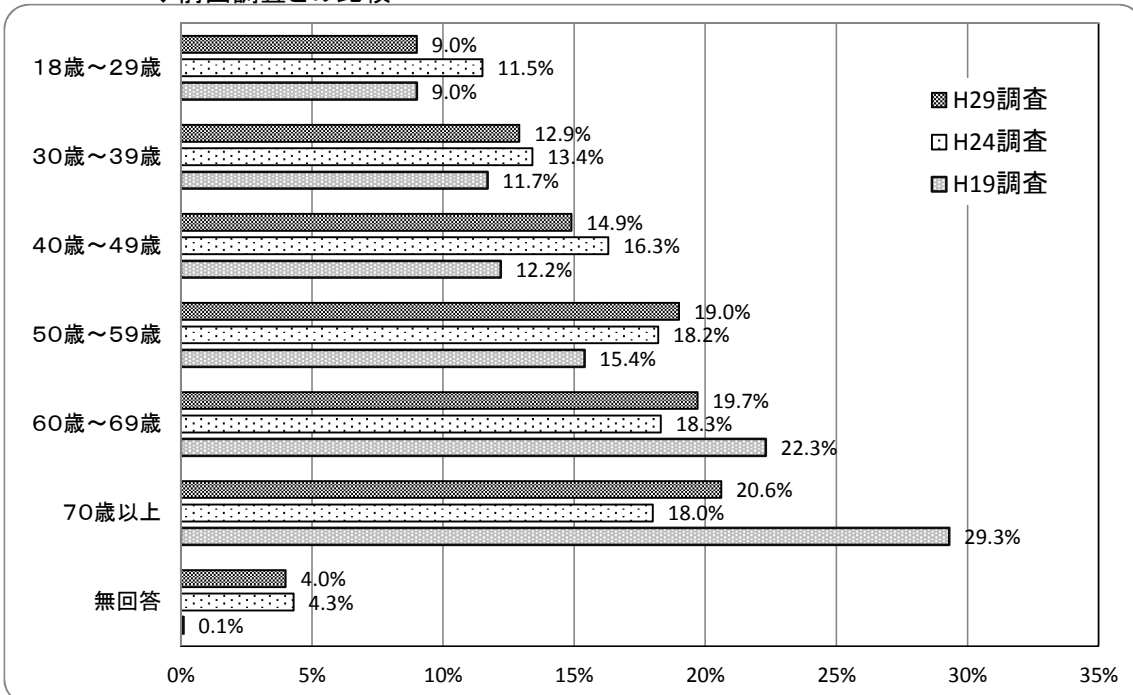
1 性別

◆前回調査との比較



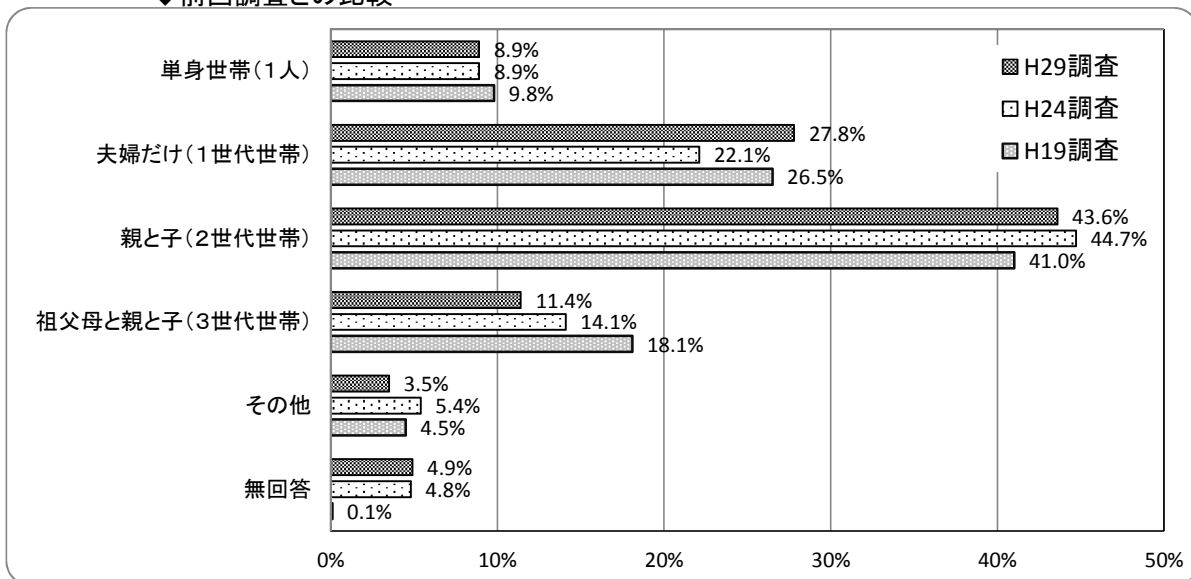
2 年齢

◆前回調査との比較



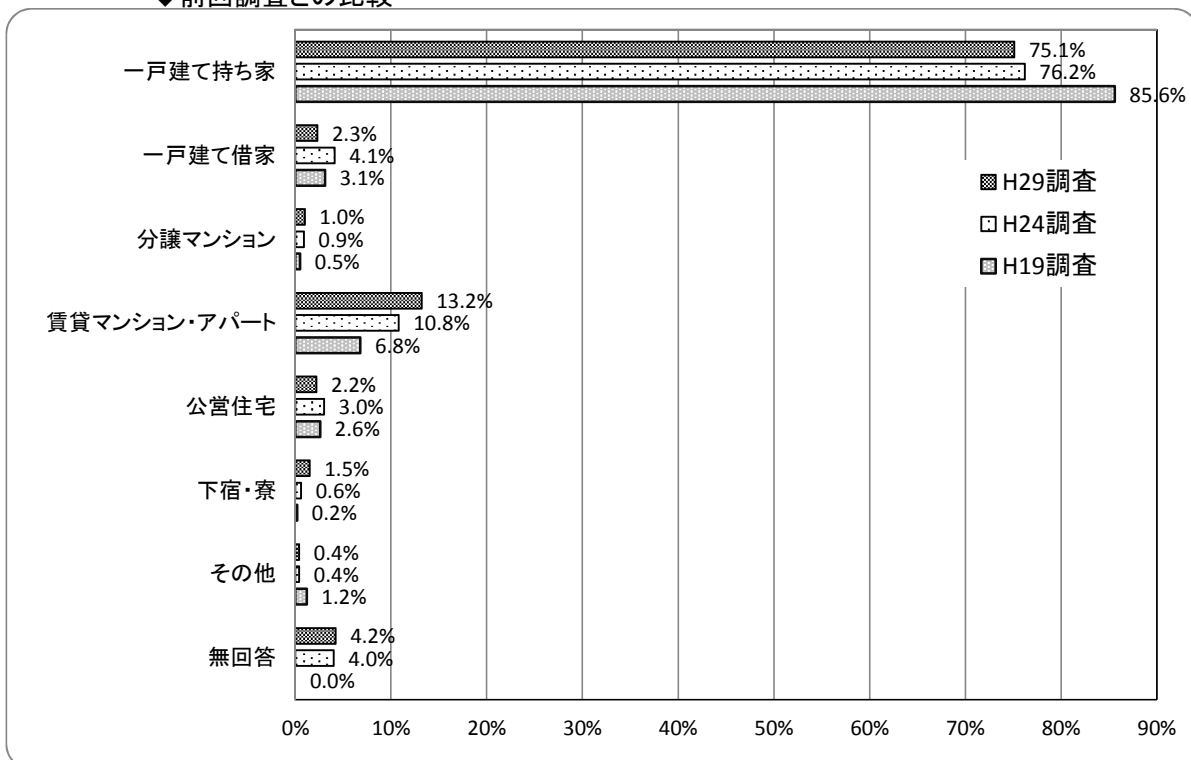
3 同居されている家族構成

◆前回調査との比較



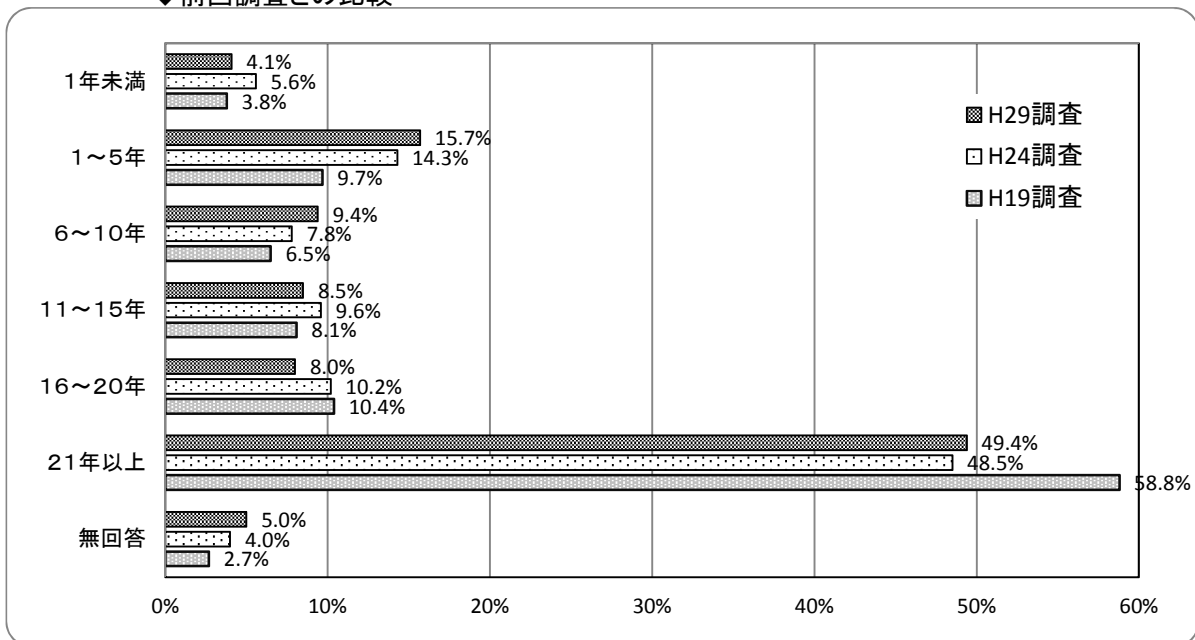
4 居住形態

◆前回調査との比較



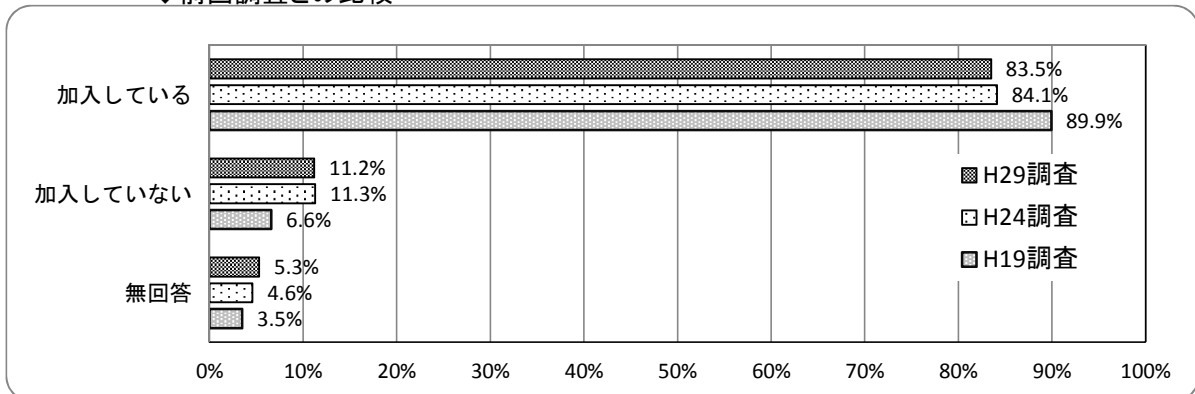
5 居住年数

◆前回調査との比較



6 自治会加入

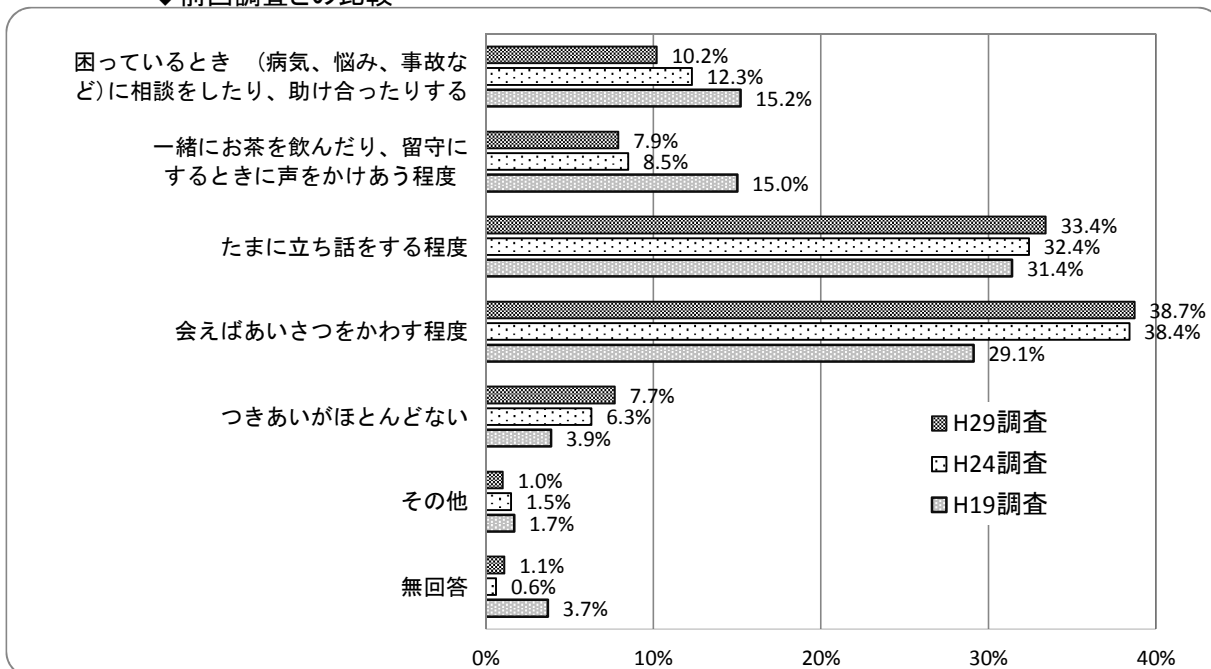
◆前回調査との比較



◆回答結果

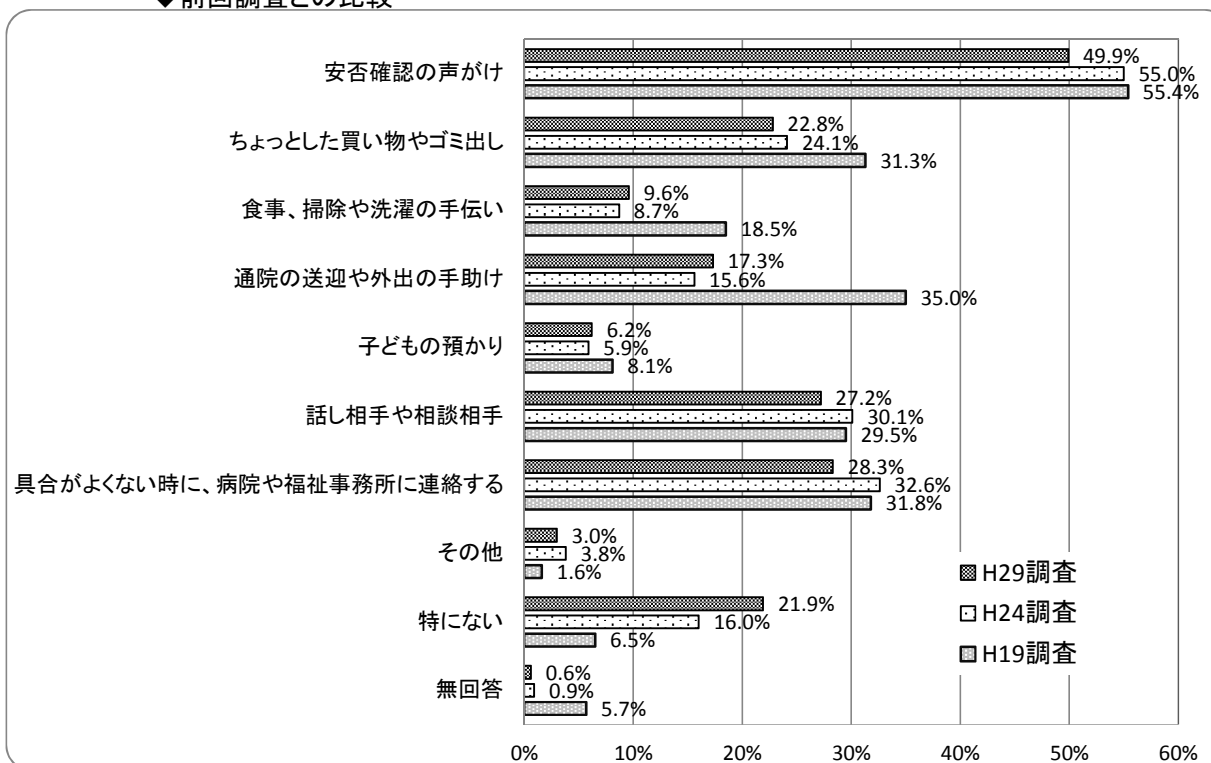
問 1 あなたは日ごろ、ご近所の方とどのようなつきあい方をしていますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

◆前回調査との比較



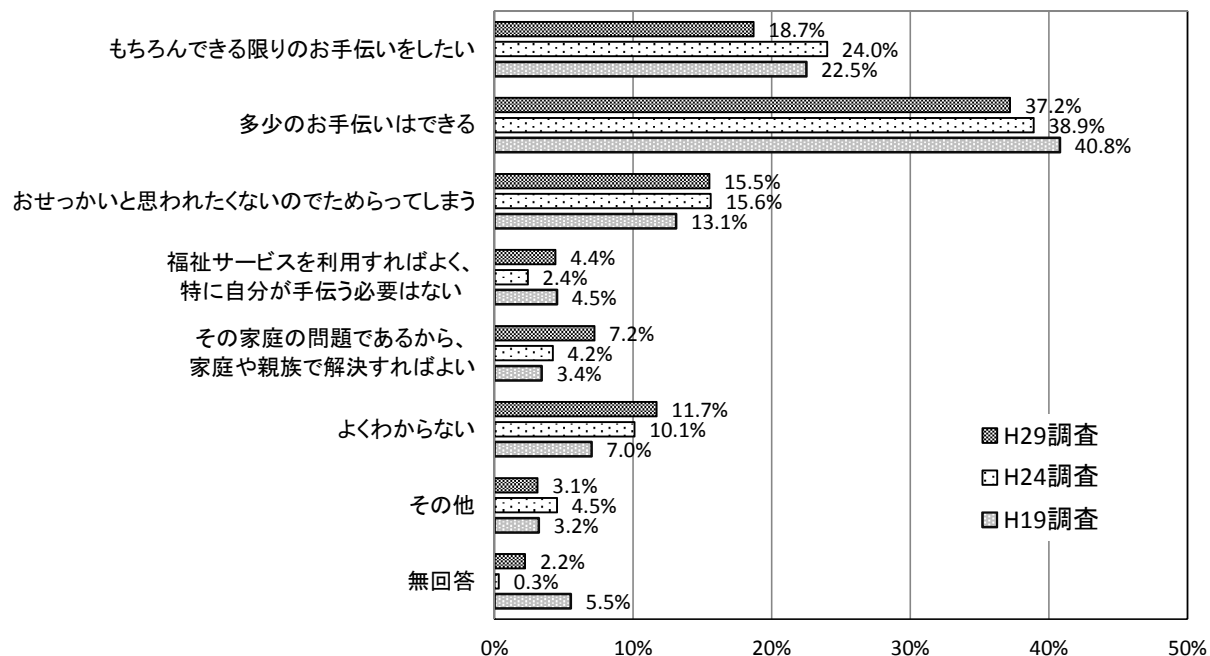
問 2 あなたが高齢や病気や事故などで、日常生活が不自由になったとき、ご近所でどのようなことをしてほしいですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

◆前回調査との比較

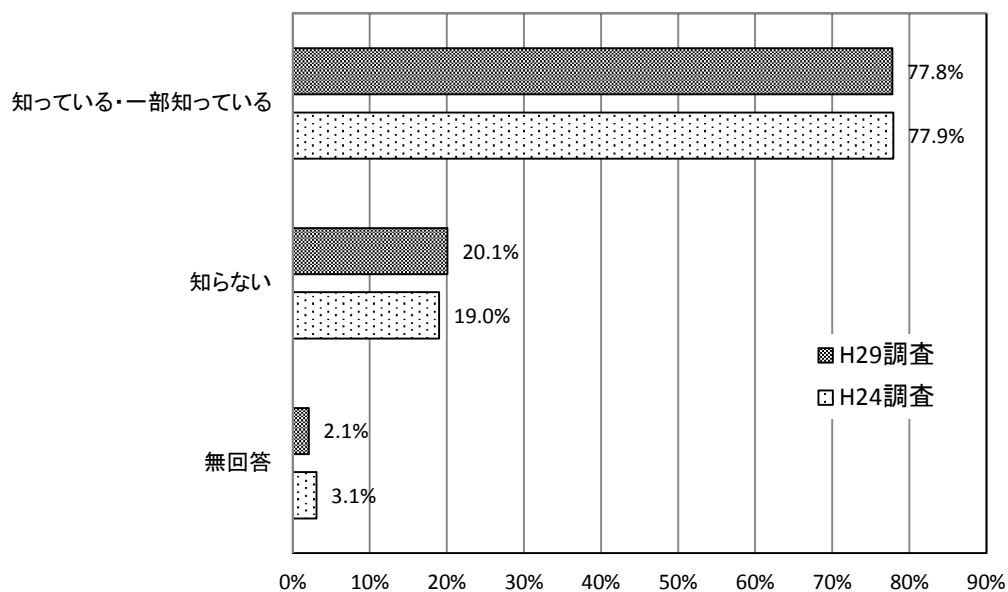


問3 あなたのご近所で、高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯があったら、どんな対応をしますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

◆前回調査との比較

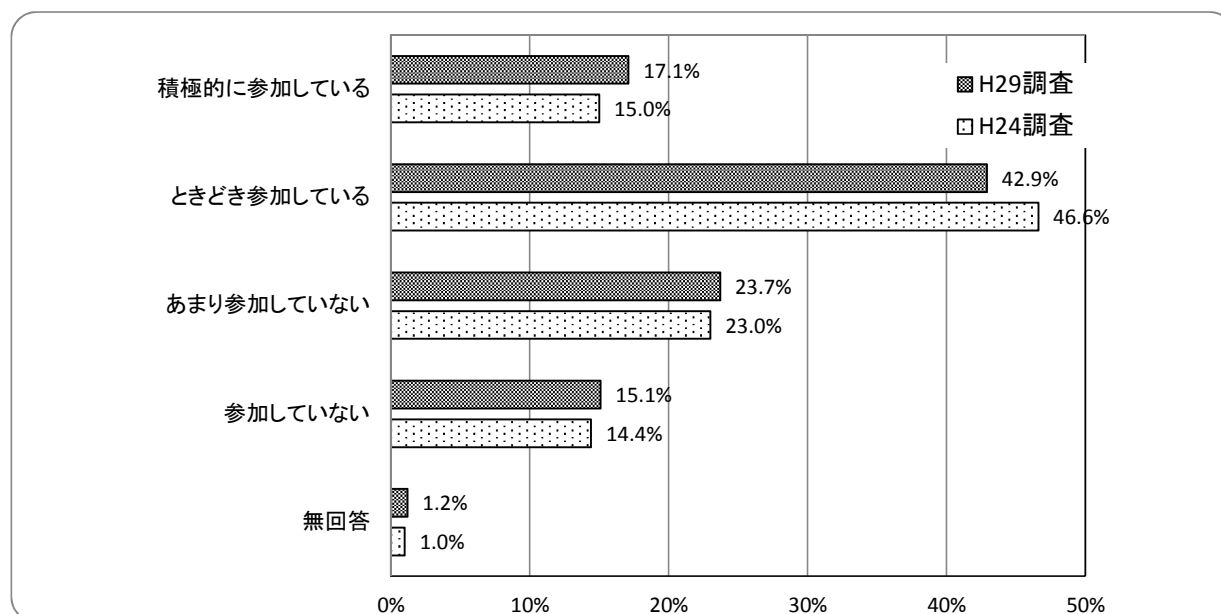


問4 あなたは、自治会でどんな行事や活動が行われているか知っていますか。
(ひとつだけ ○をつけてください。)



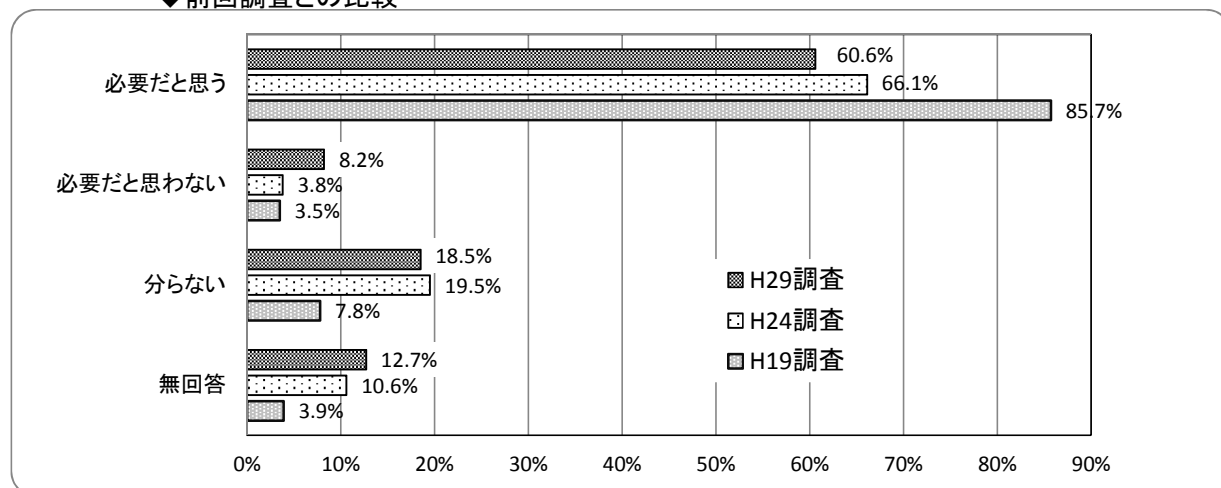
●問4で「知っている」、「一部知っている」と答えた方にお聞きします。

問5 あなたは自治会の行事や活動にどの程度参加していますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)



問6 あなたは、自治会で生じる様々な生活課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

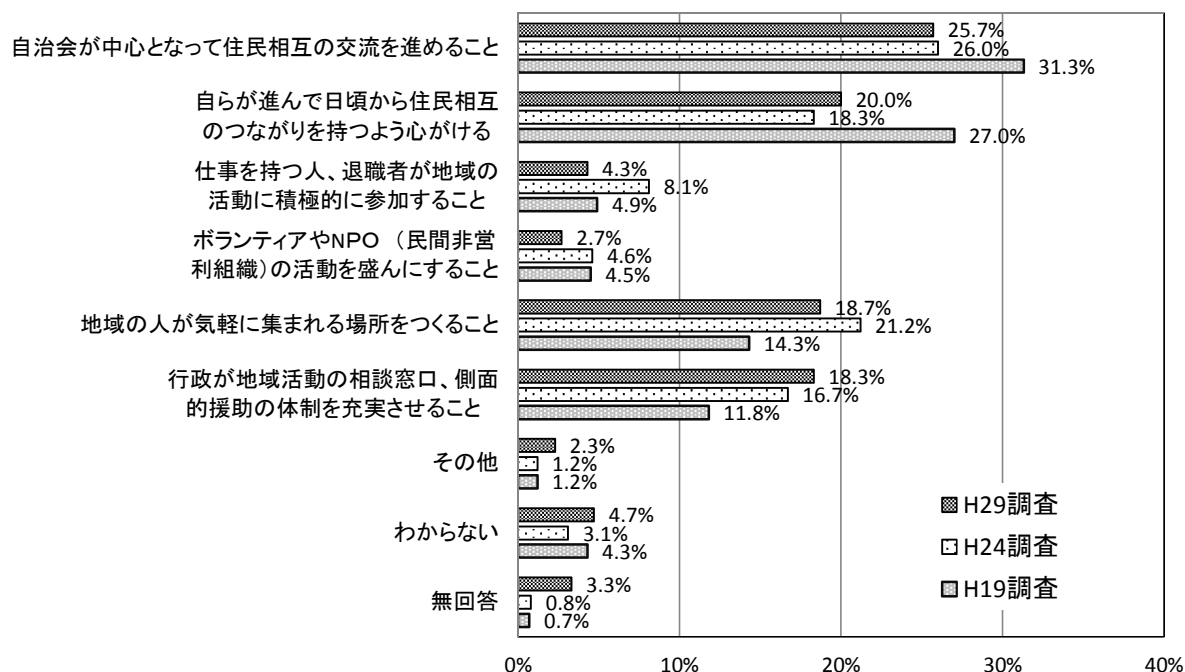
◆前回調査との比較



●問6で「必要だと思う」と答えた方にお聞きします。

問6-1 あなたは、自治会で生じる様々な生活課題に対する住民相互の協力のためには、どんなことが必要だと思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

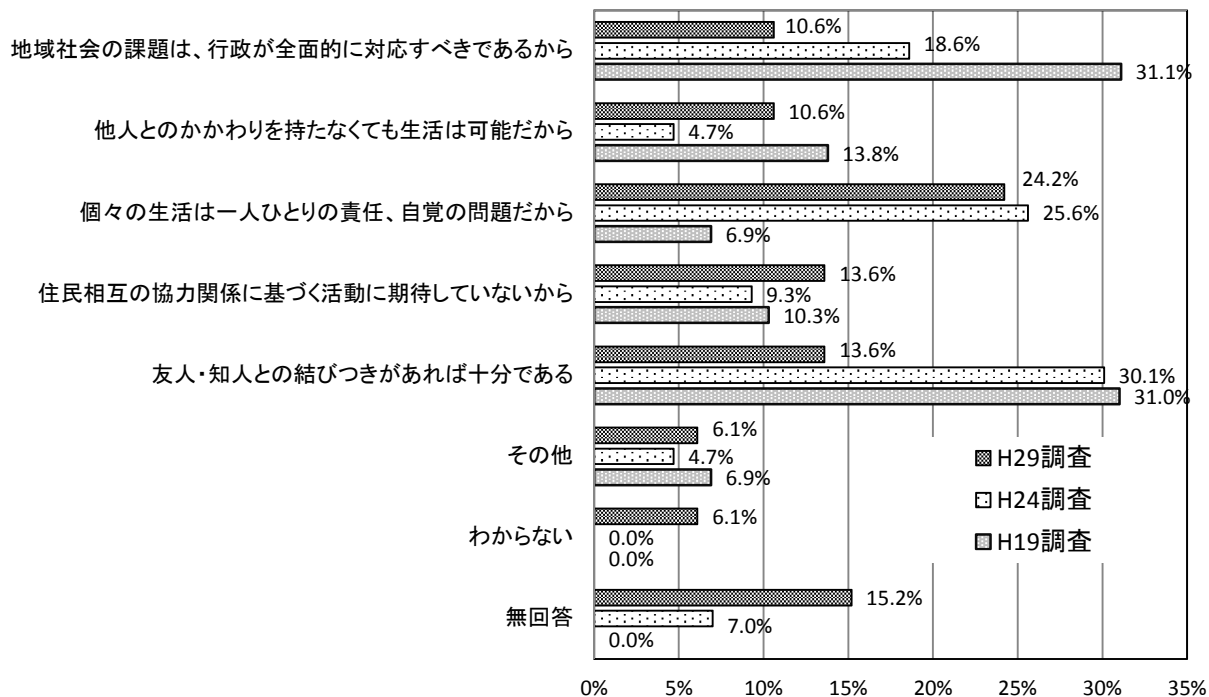
◆前回調査との比較



●問6で「必要だと思わない」と答えた方にお聞きします。

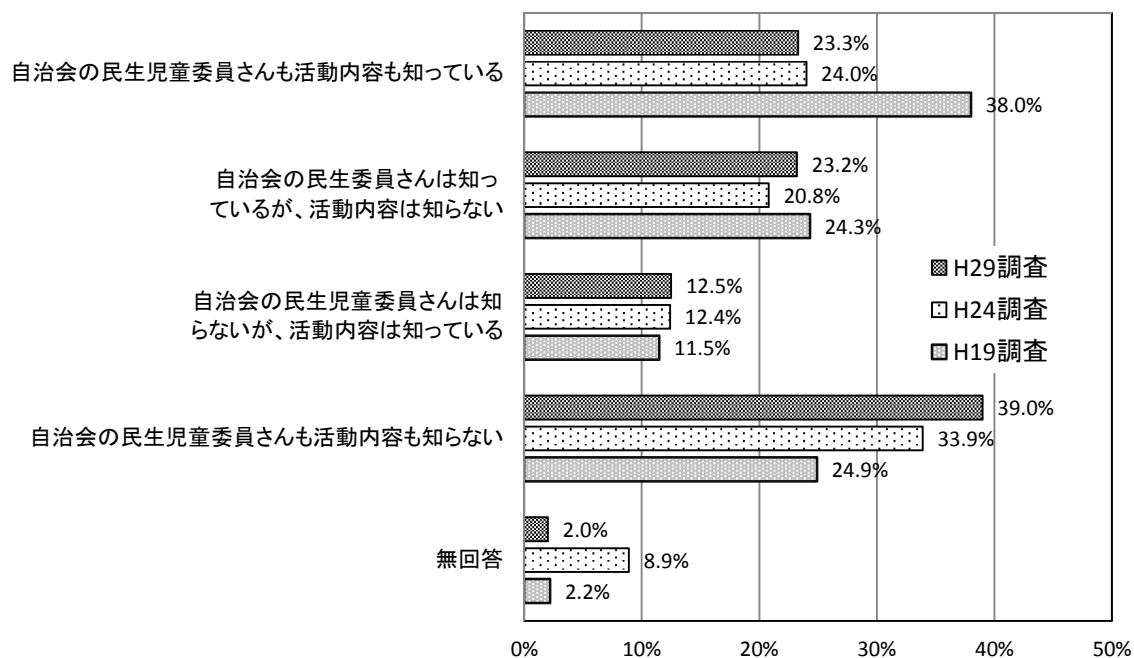
問6-2 住民相互の協力が必要だと思わない理由は何ですか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

◆前回調査との比較

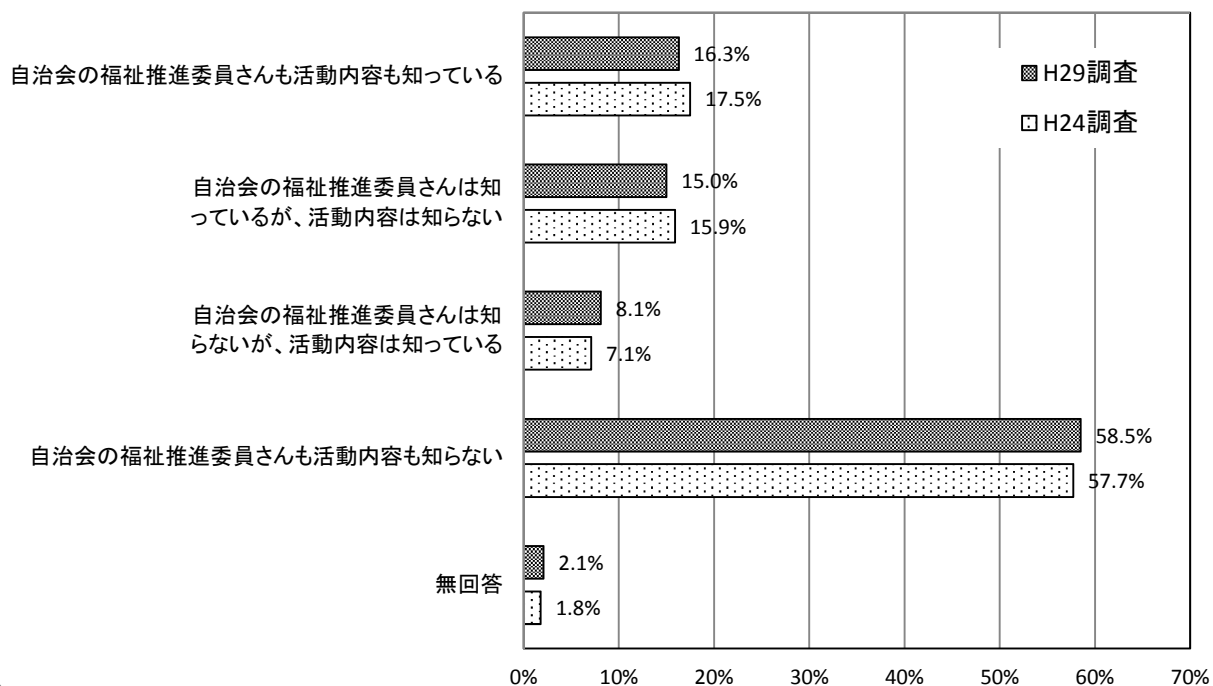


問 7 あなたは、あなたの自治会の民生児童委員さんやその活動内容を知っていますか。
 (ひとつだけ○をつけてください。)

◆前回調査との比較

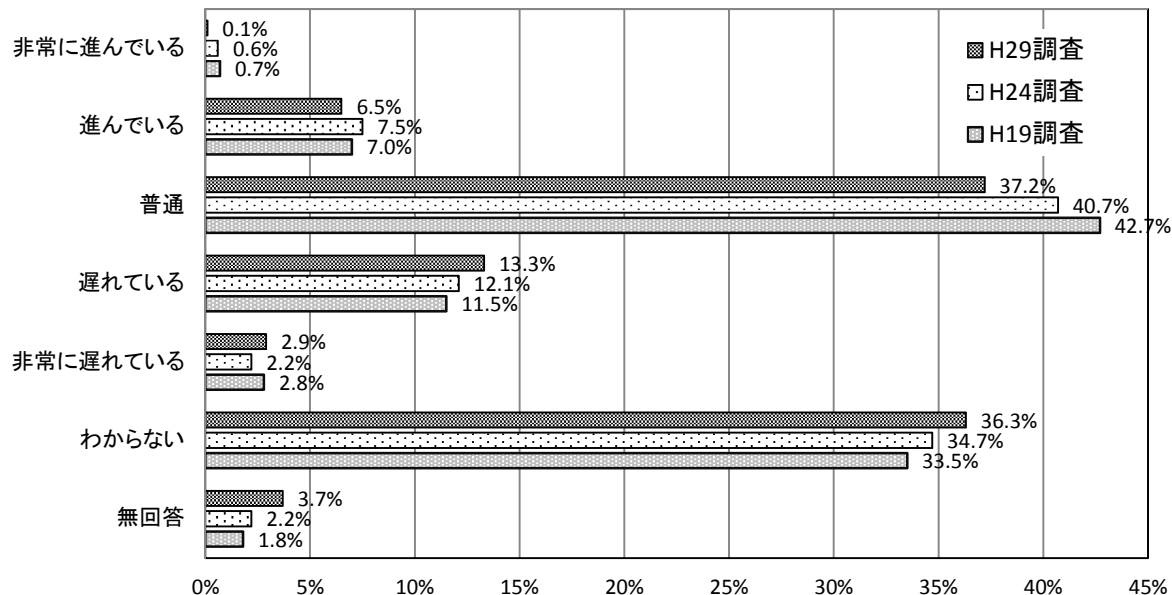


問 8 あなたは、あなたの自治会の福祉推進委員さんやその活動内容を知っていますか。
 (ひとつだけ ○をつけてください。)



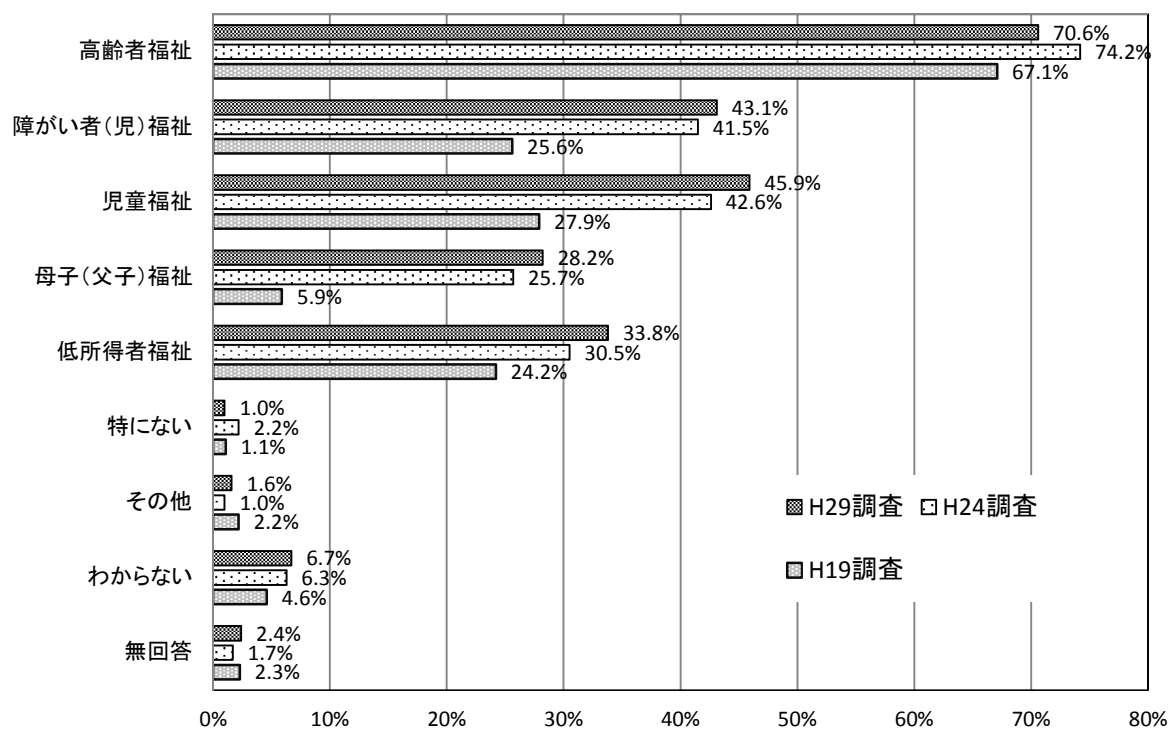
問 9 あなたは、上田市の現在の福祉水準（公的サービス、ボランティア活動を含め）についてどのように感じていますか。
（ひとつだけ○をつけてください。）

◆前回調査との比較



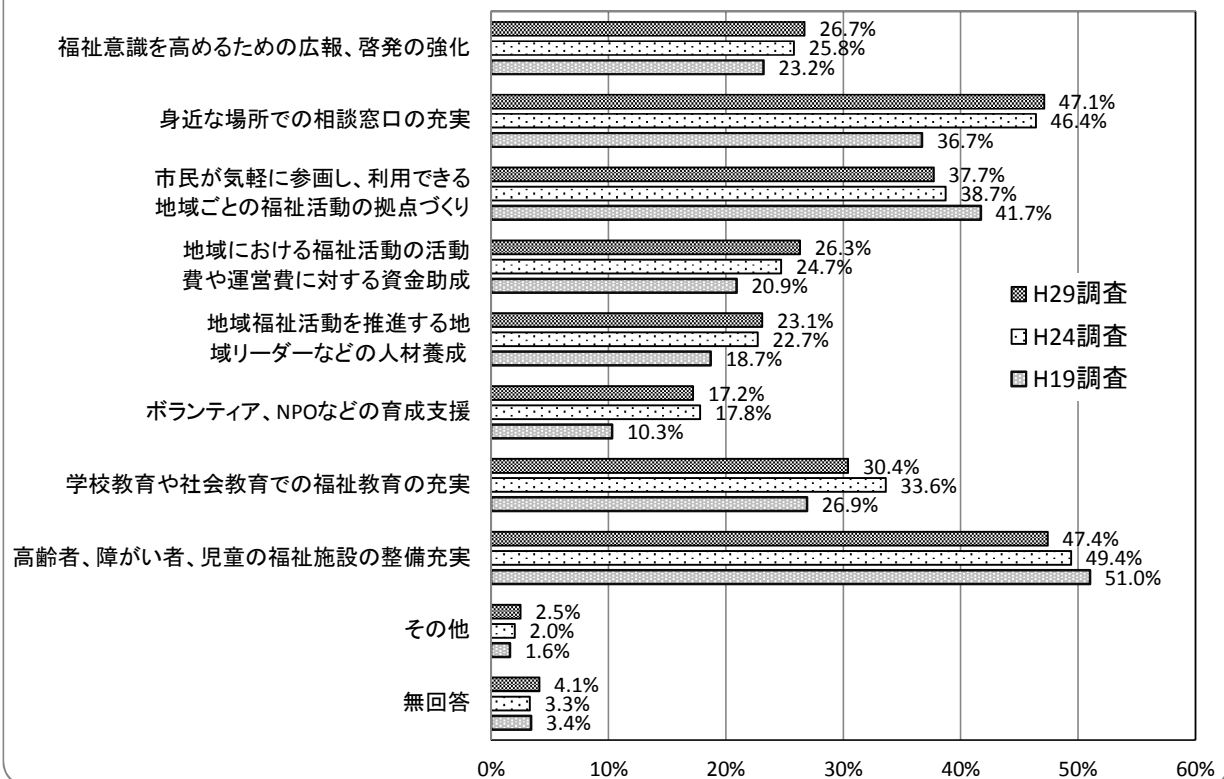
問 10 あなたは地域福祉を推進するため、特に重視していくことが望ましい福祉分野は次のうちどれだと思いますか。
（あてはまるものすべてに○をつけてください。）

◆前回調査との比較

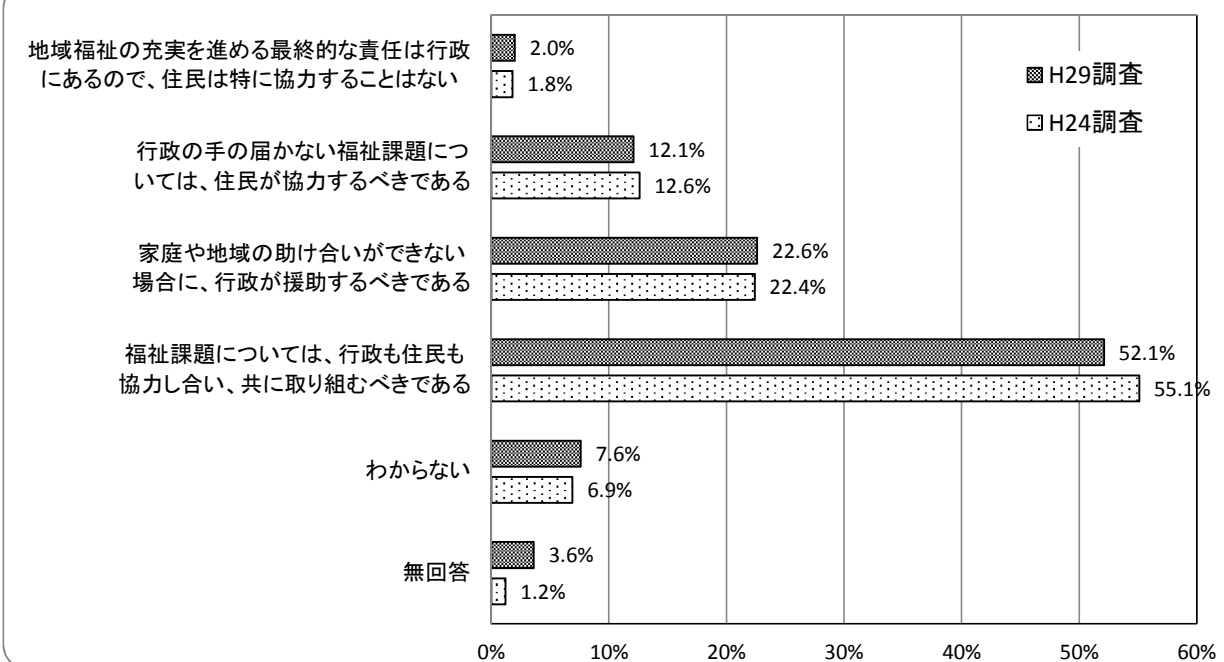


問 1 1 あなたは、地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

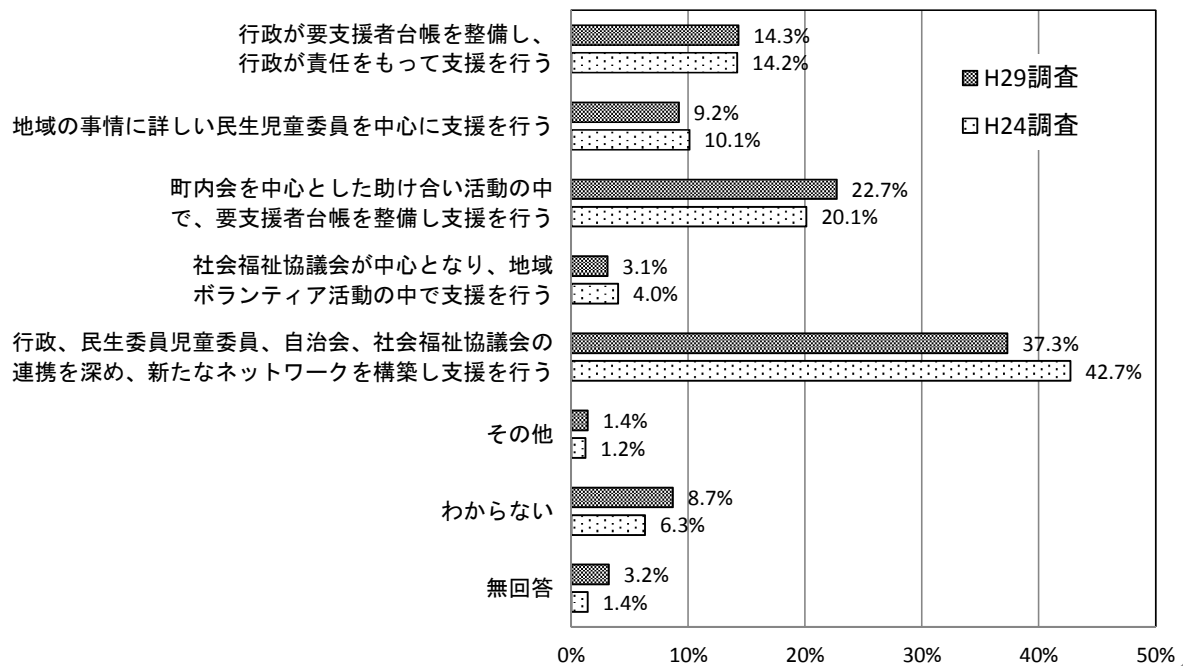
◆前回調査との比較



問 1 2 地域福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

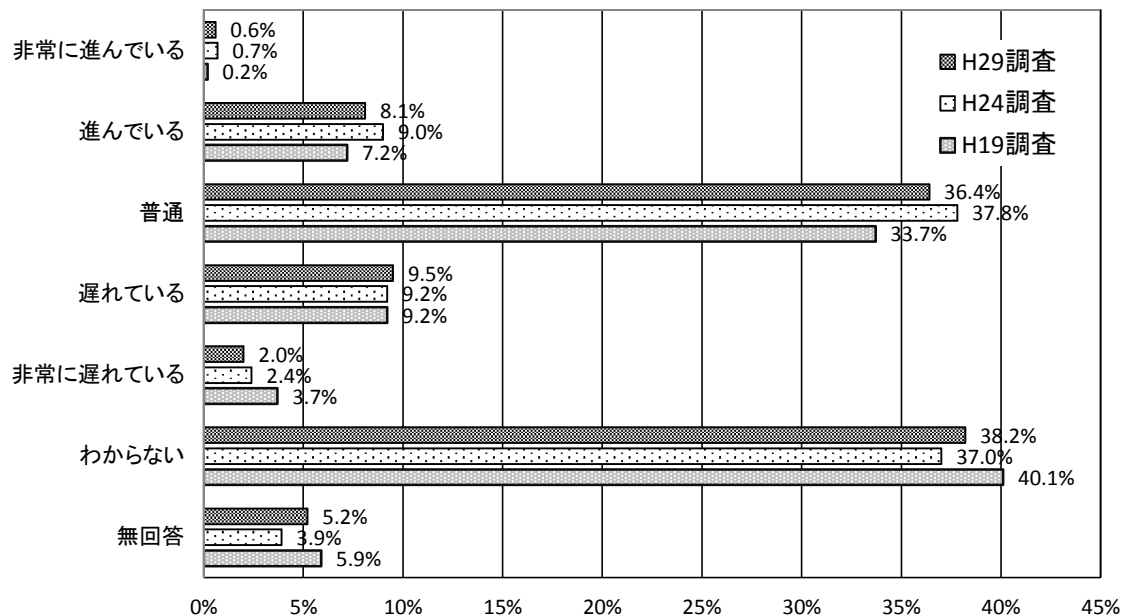


問 1 3 あなたは、災害時や救急時における独居の高齢者や障がい者の安否確認、支援を行うための体制は、次のうちどれが良いと思いますか。
(ひとつだけ ○をつけてください。)



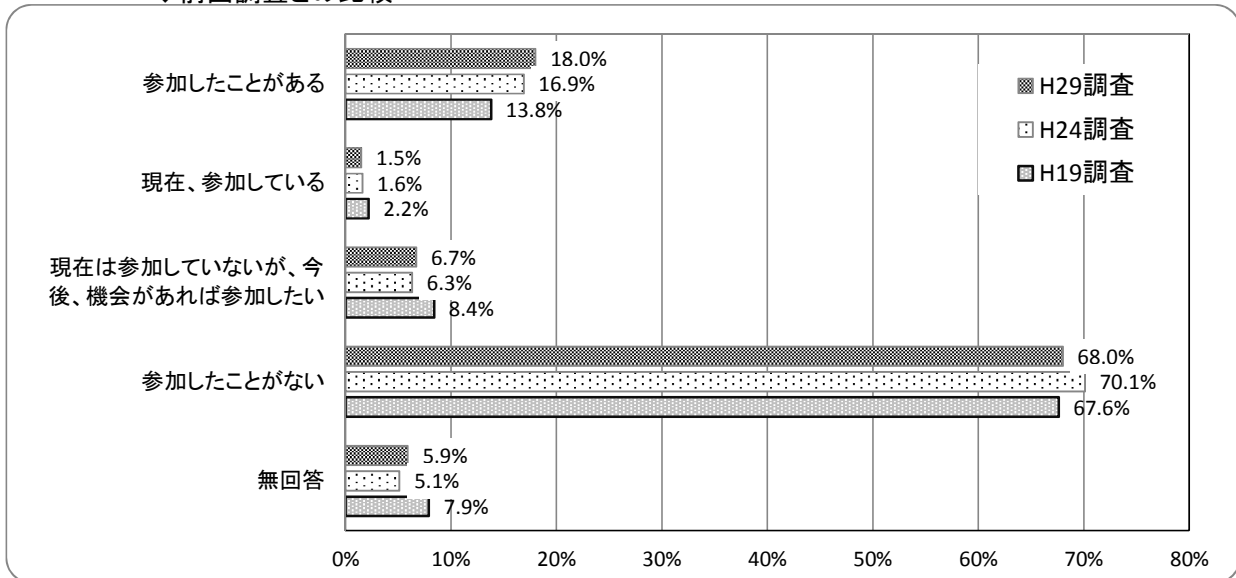
問 1 4 あなたは、上田市の子育て支援は進んでいると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください。)

◆前回調査との比較



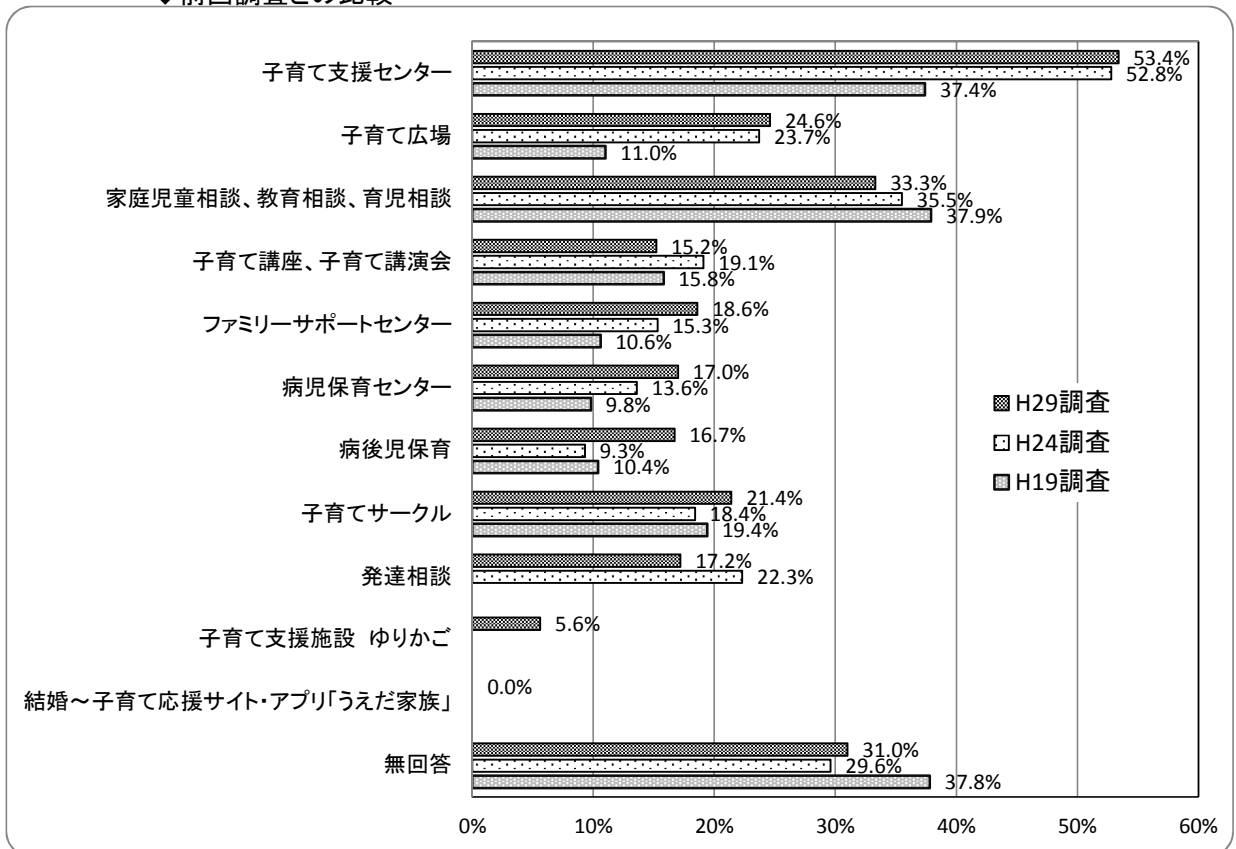
問１５ 子育てに関するサークルなどの活動に参加したことはありますか。
（ひとつだけ○をつけてください。）

◆前回調査との比較



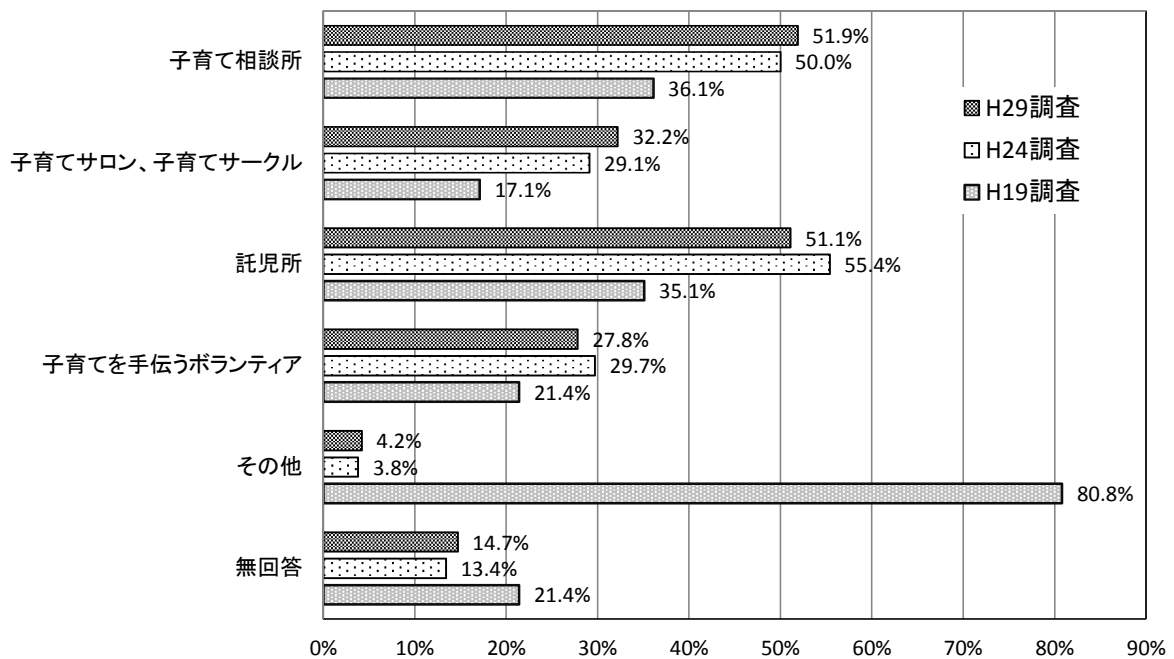
問１６ あなたが、上田市で行っている子育て支援サービスで知っているものはどれですか。
（あてはまるものすべてに ○をつけてください。）

◆前回調査との比較



問 1 7 あなたは、子育て支援にどのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

◆前回調査との比較



2 上田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 複雑化する社会状況の中、個人が人としての尊厳をもって、家族や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活が送れる社会を目指して地域福祉推進の指針となる地域福祉計画について調査審議するため、上田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第2条 委員会は、上田市地域福祉計画に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

（組織等）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 要支援者の団体
- (3) 保健・福祉・医療関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が認める者

3 委員は、その諮問に係る審議が終了したとき、任期も終了するものとする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長1人及び副会長2人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事)

第6条 委員会に、必要に応じて幹事を置くことができる。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

3 第3次上田市地域福祉計画の策定経過

日 時	会 議	内 容
平成 29 年 7 月 5 日（木）	第3次地域福祉計画策定委員会 （第1回）	② 委嘱書の交付 ② 正副会長の選出 ③ 第3次地域福祉計画の諮問 ④ 地域福祉計画（活動計画）の概要 ⑤ 策定スケジュール ⑥ 市民アンケート調査
平成 29 年 7 月 21 日（金）	第3次地域福祉計画策定庁内 プロジェクト会議（第1回）	① 第3次地域福祉計画の概要 ② 地域福祉計画策定の選出 ③ 課題の洗い出し方法 ④ 見直し事項
平成 29 年 8 月	地域福祉アンケート調査	市民2,000人を対象に実施
平成 29 年 9 月 19 日（火）	第3次地域福祉計画策定委員会 （第2回）	① 地域福祉アンケートの結果 ② 地域福祉の現状と課題 ③ 第二次地域福祉計画策定方針
平成 29 年 10 月 16 日（月）	第3次地域福祉計画策定庁内 プロジェクト会議（第2回）	① 地域福祉計画の経過 ② 地域福祉計画の概要 ③ 各課からの修正部分
平成 29 年 10 月 27 日（火）	第3次地域福祉計画策定委員会 （第3回）	① 地域福祉計画の構成 ② 地域福祉計画の内容 ③ 今後のスケジュール
平成 29 年 11 月～12 月	市民から意見を募る （パブリックコメント）	第3次地域福祉計画（素案）に関する意見 募集
平成 29 年 12 月 15 日（金）	第3次地域福祉計画策定庁内 プロジェクト会議（第3回）	① 第3次地域福祉計画（案）の最終審議
平成 29 年 12 月 22 日（金）	第3次地域福祉計画策定委員会 （第4回）	① 第3次地域福祉計画（案）の最終審議 ② 第3次地域福祉計画（案）の答申

4 第3次上田市地域福祉計画策定委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 5 日～平成 30 年 3 月 31 日

敬称略

役 職	氏 名	所属団体等
会 長	北沢 武	上田市民生児童委員協議会
副会長	中村 彰	上田市自治会連合会
委 員	吾妻 博夫	上田市身体障害者福祉協会
委 員	安藤 美恵	上田地域健康推進委員ＯＢ会
委 員	大塚 良治	上田市福祉推進委員連絡協議会
委 員	春日 晋	上田市介護保険指定居宅支援事業者連絡協議会
委 員	倉沢 仁子	主任児童委員
委 員	須崎 博雄	上田ボランティア連絡協議会
委 員	春原 佐和子	公募委員
委 員	高橋 義幸	上田市社会福祉協議会
委 員	寺島 隆子	地域包括支援センター運営協議会
委 員	中島 豊	長野大学社会福学部社会福祉学科教授
委 員	橋詰 正	上小圏域障害者総合支援センター
委 員	丸山 純子	子育てネットうえだ
委 員	丸山 由美子	依田窪福祉会

５ 第３次上田市地域福祉計画に係るプロジェクトチーム名簿

	所属部等	課	職 名	氏 名
リーダー	福祉部	福祉課	福祉課長	小山 博一
メンバー	市民参加協働部	市民参加・協働 推進課	課長補佐兼自治協働支援担当係長	小林 克孝
メンバー	福祉部	福祉課	課長補佐兼生活支援担当係長	柳沢 和彦
メンバー	福祉部	障がい者支援課	課長補佐兼障がい者支援担当係長	小山 秀永
メンバー	福祉部	高齢者介護課	課長補佐兼地域包括ケア推進係長	小川 正洋
メンバー	健康こども未来部	健康推進課	健幸政策担当係長	川口 由起子
メンバー	健康こども未来部	子育て・子育て 支援課	こども家庭福祉担当係長	清水 徹
メンバー	健康こども未来部	保育課	課長補佐兼保育施設担当係長	間宮 寿明
メンバー	教育委員会	学校教育課	放課後こども育成係長	白鳥 隆
メンバー	教育委員会	生涯学習・文化 財課	青少年係長	宮入 正弘
事務局	福祉部	福祉課	課長補佐兼庶務施設係長	清水 嘉永
事務局	福祉部	福祉課	庶務施設係主査	羽毛田 麻里子
事務局	丸子地域自治センター	丸子市民サービ ス課	市民サービス担当係長 兼 福祉事務所 福祉担当係長	小平 克彦
事務局	真田地域自治センター	真田市民サービ ス課	課長補佐 兼 福祉担当係長 兼 福祉事務所 福祉担当係長	堀内 由紀夫
事務局	武石地域自治センター	市民サービス課	課長補佐 兼 福祉担当係長 兼 福祉事務所 福祉担当係長	樋口 明雄
事務局	上田市社会福祉協議会	総務課	課長補佐	荻原 宏樹
事務局	上田市社会福祉協議会	地域福祉推進課	課長補佐	笠原 邦正

第3次上田市地域福祉計画

発 行

平成30年（2018年）3月

上田市 福祉部 福祉課

〒386-8601

長野県上田市大手一丁目11番16号

T E L 0268-22-4100（代表）